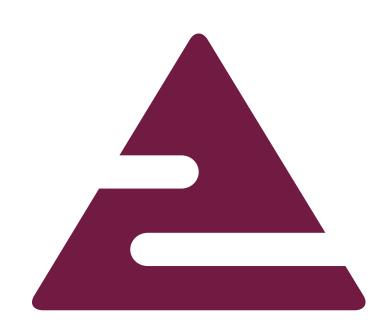
えびの市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度~令和7年度)



宮崎県えびの市

		目	次	
1	基本的な事項		(3)計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(1)市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	(4)公共施設等総合管理計画との整合・・	23
	自然条件・・・・・・・・・・・・	1	5 交通施設の整備、交通手段の確保	
	歴史的条件・・・・・・・・・・・	1	(1)現況と問題点・・・・・・・・・	24
	社会的条件・・・・・・・・・・・	1	(2)その対策・・・・・・・・・・・	25
	経済的条件・・・・・・・・・・・	1	(3)計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	過疎の状況・・・・・・・・・・・	1	(4)公共施設等総合管理計画との整合・・	28
	①人口等の動向・・・・・・・・	1	6 生活環境の整備	
	②これまでの対策・・・・・・・	2	(1)現況と問題点・・・・・・・・・	29
	③現在の課題と今後の見通し・・・	2	(2)その対策・・・・・・・・・・・	30
	産業構造の変化・・・・・・・・・	3	(3)計画・・・・・・・・・・・・・・	31
	地域の経済的な立地特性・・・・・・	3	(4)公共施設等総合管理計画との整合・・	32
	社会経済的発展の方向と概要・・・・	3	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及	
	(2)人口及び産業の推移と動向 ・・・・	3	び福祉の向上及び増進	
	①人口の推移と見通し・・・・・・	3	(1)現況と問題点・・・・・・・・・	32
	②産業構造の現況と今後の動向・・・	4	(2)その対策・・・・・・・・・・	34
	(3)市町村行財政の状況・・・・・・・	6	(3)計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	①行財政の現況と動向・・・・・・	6	(4)公共施設等総合管理計画との整合・・	36
	②施設整備の現況と動向・・・・・・	6	8 医療の確保	
	(4)地域の持続的発展の基本方針 ・・・	8	(1)現況と問題点・・・・・・・・・	37
	①持続可能な地域社会の形成・・・・	8	(2)その対策・・・・・・・・・・	37
	②地域資源等を活用した地域活力の更		(3)計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	なる向上・・・・・・・・・・	9	(4)公共施設等総合管理計画との整合・・	38
	(5)地域の持続的発展のための基本目標・	9	9 教育の振興	
	(6)計画の達成状況の評価に関する事項・	9	(1)現況と問題点・・・・・・・・・	38
	(7)計画期間・・・・・・・・・・・	9	(2)その対策・・・・・・・・・・	39
	(8)公共施設等総合管理計画との整合・・	9	(3)計画・・・・・・・・・・・・・・	40
	(9)SDGs(持続可能な開発目標)の推進・・	10	(4)公共施設等総合管理計画との整合・・	41
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材		10 集落の整備	
	育成		(1)現況と問題点・・・・・・・・・	42
	(1)現況と問題点・・・・・・・・・・	12	(2)その対策・・・・・・・・・・	42
	(2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13	(3)計画・・・・・・・・・・・・・	42
	(3)計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13	(4)公共施設等総合管理計画との整合・・	42
	(4)公共施設等総合管理計画との整合・・	14	11 地域文化の振興等	
3			(1)現況と問題点・・・・・・・・・	43
	(1)現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14	(2)その対策・・・・・・・・・・	43
	(2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16	(3)計画・・・・・・・・・・・・・	43
	(3)計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18	(4)公共施設等総合管理計画との整合・・	44
	(4)産業振興促進事項・・・・・・・・・	22	12 再生可能エネルギーの利用の推進	
	(5)公共施設等総合管理計画との整合・・	22	(1)現況と問題点・・・・・・・・・	44
4			(2)その対策・・・・・・・・・・・	44
	(1)現況と問題点・・・・・・・・・・	22	(3)公共施設等総合管理計画との整合・・	44
	(2) その対策・・・・・・・・・・・	23	過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)·	46

1 基本的な事項

(1) 市の概況

[自然条件]

えびの市は、宮崎・熊本・鹿児島 3 県の県境、南九州のほぼ中心に位置し、面積 282.93 km^2 、平地標高約 230 m の盆地状の田園都市である。市の南部を 20 余りの火山からなる霧島山が形成し、その山すそは北に向かってなだらかな傾斜の台地となっており、北部は九州山地が南下し、これを形成する連山が急傾斜で南に向かっている。この両山系に囲まれた中央部に川内川が西へ流れをとっている。気候は盆地特有の寒暖明白な内陸性気候で、年間平均気温 16.4 ∞ 、年間降水量 2,540 ∞

[歷史的条件]

旧藩時代は薩摩藩に属し、明治22年の町村制施行により飯野村、加久藤村、真幸村が置かれ昭和30年までにそれぞれ町制を施行、昭和41年11月3日に3町が合併し「えびの町」となり、さらに昭和45年12月1日に市制を施行して「えびの市」となった。令和2年12月1日には市制施行50周年を迎え、次の50年に向けた施策が求められている。

[社会的条件]

本市を取り巻く社会的条件として、鉄道については明治42年に肥薩線が、大正元年に吉都線がそれぞれ開通し、古くから農林産物の流通に貢献してきた。また高速道の整備は計画的に進められ、平成7年の九州縦貫自動車道全線開通により、宮崎・鹿児島の近郊都市へは約1時間、福岡・北九州へは約2~3時間で行けるようになり、平成16年度には念願であったえびの人吉間が完全4車線化で供用開始された。国道は、221号(人吉~都城)・268号(水俣~宮崎)・447号(えびの~出水)があり、これに主要地方道3路線、一般県道8路線、市道984路線が一体となった交通ネットワークを形成している。

[経済的条件]

本市のもつ交通の結節点としての機能は、南九州の各拠点都市を結ぶ中心都市としての位置づけ、人的・物的な交流拠点都市としての優位性をもたらしている。この特性を生かしての企業の誘致・集積が可能であり、今後も令和3年3月に造成完了したえびのインター産業団地への企業立地を推進し、就業機会の増大及び地域の活性化につながることが期待される。誘致企業においては、市の特性と豊富な自然的資源等を有機的・複合的に利活用することで、市の経済的発展に大いに寄与することが期待されている。

[過疎の状況]

① 人口等の動向

本市の人口は、昭和25年の41,000人をピークに年々減少の一途をたどり、特に昭和30年代後半から40年代にかけて、高度経済成長下における都市部への急激な人口流出が続き過疎化が起こった。

その後、大都市圏への過度な人口集中や、過疎対策の行政措置が講じられたこと、第2次ベビーブームの影響などにより人口流出は鈍化の傾向をみせた。昭和56年の陸上自衛隊えびの駐屯地の誘致や大型小売店舗の進出等による新たな雇用の創出によって人口減少に歯止めがかかった時期もあった。さらに、企業の誘致、高等学校・専門学校の誘致等により若年層を中心とした人口定住を図ったが、人口減少への抜本的な解決には至っていない。また国や県の出先機関の再編を受けて、えびの市で多くの公共機関が縮小・廃止となり、それに付随して定住人口の減につながった。さらに陸上自衛隊えびの駐屯地が大幅な人員減となり、真に人口問題について懸念されている。

本市は出生率が全国平均よりも高い水準にあるが、若年人口が減少しているために出生数は減 少傾向が続いている。また全国的に第1次ベビーブーム世代が老年人口へシフトしている中で高 齢化の傾向が本市では特に顕著である。それに対して年少人口は著しく減少しているため、地域 活力の衰退を防ぐために解決すべき多くの課題を抱えている。

過疎化の要因として最も大きいと考えられるのは「就業の場の不足」である。基幹産業の農業において深刻な後継者不足が生じており、昭和40年代と比較し第1次産業の就業人口は7割以上の減となっている。また、第3次産業従事者の比率は年々高くなっているものの、市内の就業の場は不足しており、進学や就職に伴って10代後半から20代前半の若年層が市外に流出している状況が見られる。

② これまでの対策

平成2年度から平成11年度までのえびの市過疎地域活性化計画では、「産業の振興」と「環境の整備」を基本目標に掲げ、諸施策を推進してきた。人口流出が続き、地域社会機能が低下し、生活環境が他の地域と比べて低位であり、また財政基盤も脆弱な中で、農林畜産業の生産基盤整備、矢岳高原をはじめとする観光施設の整備、市道、農道を中心とした交通網の整備、防災施設やごみ処理施設、上水道や公園などの生活環境の整備、高齢者福祉施設の整備、学校教育施設や文化施設、地区体育館の整備、国際交流センターの整備など、市民生活の基本的な施設整備を中心に、地域活性化を図るための諸施策を推進し、高等学校・専門学校の誘致や企業誘致を図ってきた。

平成12年度からのえびの市過疎地域自立促進計画においては、生産基盤整備、観光施設整備、 交通網整備を推進し、特に、高齢者対策として養護老人ホームの移転改築、市立病院の医療機器 の高度化などに力を入れ、さらに公営住宅整備や企業誘致に努め人口の定住促進を図ってきた。

また、学校教育関連施設の耐震化の推進や、人づくり、地域づくりのための拠点整備として飯野地区コミュニティセンターの建設を行ってきた。

過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が6年延長されたことによる平成22年度から平成27年度までのえびの市過疎地域自立促進計画においては、生産基盤整備、観光施設整備、交通網整備を推進し、特に、道の駅・物産館整備事業に力を入れ、さらに上水道などの生活環境の整備や、過疎地域自立促進特別事業を活用した子ども医療費助成事業、医師確保対策推進事業等を実施し、福祉の向上や医療の確保に努めてきた。また、引き続き学校教育関連施設の耐震化の推進を行ってきた。

平成23年に発生した東日本大震災の影響により5年間延長された過疎法に基づき、平成28年度から令和2年度までを計画期間とするえびの市過疎地域自立促進計画においては、企業誘致をより進めるための産業団地整備に加え、交通網整備の推進、進行する人口減少及び高齢化に伴う後継者不足に歯止めをかけるための移住・定住の促進及び交流人口の増を図った。防災食育センター整備事業、施設一体型小中一貫教育校整備事業を実施したほか、移住・定住支援推進事業、Uターン住宅改修等定住促進事業、新婚世帯家賃助成事業などの推進により人口増に向けた取組を行ってきたところである。

③ 現在の課題と今後の見通し

本市においては、平成2年、平成7年に策定したえびの市過疎地域活性化計画に引き続き、平成12年にえびの市過疎地域自立促進計画を定め、さらに平成22年及び平成28年にはえびの市過疎地域自立促進計画を期間延長して、過疎対策・人口対策に取り組んできた。しかし、依然として続く若者を中心とした人口流出には歯止めがかかっていない。平成30年には高齢者比率が40%を超え、さらに団塊の世代が75歳となる2025年問題を迎えるに当たり、高齢化率が上昇することが予想される。

これからも持続可能な本市を形成し、地域活力を向上させるため、これまでも取り組んできた人口減少対策を更に推進する必要がある。完成した産業団地への企業誘致を行うことで地域経済を押し上げ、安定した雇用を創出するとともに、働く世代のライフステージ(結婚・妊娠・出産・子育て)に応じた切れ目のない支援を行い、インフラ整備や地域内外の連携を深めることで、住みよいまちづくりを進め、本市の魅力を積極的に発信して交流人口の増加や市外向けにUIJターンを含めた移住促進を図るなどの移住・定住を促進する一方、高齢者によるこれまでの経験や知見を活かした地域づくりやそれぞれの活躍の場における後継者の育成など、本市に暮らすあらゆる人が魅力を感じるまちづくりを進めていくことが強く求められている。

これまで推進してきた各施策に加え、今後はデジタル化の推進や地域コミュニティの一層の確立など、新たな取組と併せて本市が持つ地域資源の活用をより推進することにより、本市の持続的発展が図られるものと考えられる。

[産業構造の変化]

本市における産業の中心は、社会情勢の変化に伴い、第1次産業から第3次産業へと移行してきており、第3次産業就業者は本市の就業人口の約半数を占めるほどになった。第1次産業就業人口構成割合は減少傾向にはあるが、県と比較すると依然として高い数字であり、本市の基幹産業として位置づけられる。(表1-1(4)参照)

[地域の経済的な立地特性]

本市の南部は霧島錦江湾国立公園の北端に当たり、北部は九州山地の南端に当たる。中央部には水量豊かな川内川の恵みを受けた肥沃な盆地が広がっている。雄大な自然景観を誇るえびの高原をはじめ、県立矢岳高原や白鳥森林公園、県内唯一の京町温泉郷などの自然・観光資源に恵まれている。また、南九州の中心に位置し、高速道を中心とする交通網の整備・発達により周辺都市や空港へのアクセスにも優れ、企業の誘致・市場の拡大等が期待される。

[社会経済的発展の方向と概要]

「宮崎県の市町村民経済計算」によると、平成29年度における市内総生産額は641億7, 500万円であり、前年度と比べて0.1%の減少でほぼ横ばいであった。

国内経済は平成24年を底に緩やかな回復基調が続き、企業収益及び雇用・所得環境も改善が 見られ、戦後2番目の景気回復の長さとなる中、本市における総生産の割合が大きい業種である 農業は、平成22年に発生した口蹄疫発生前の水準まで回復し、平成29年度は前年度と比べて 0.6%の増加となっているが、高齢化による農業後継者不足が課題となっているため、新規就 農支援や農業承継を積極的に推進するとともに、今後は生産性の向上や収益の増加に資する施策 の一層の推進が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、ワクチン接種が開始されているが、 変異株の世界的流行などにより今後の国内経済に強い影響を与えることが懸念されており、アフ ターコロナを見据えた足腰の強い経済を進めていくことが求められている。

国勢調査における就業人口については、依然として続く人口減少を背景に、平成22年から平成27年までの5年間に885人、率にして8.7%の減少となっている。本市経済発展のためには働く場の確保が不可欠となっており、地場産業の育成とともに、産業団地への企業誘致を積極的に推進し、雇用機会の増大を図ると同時に、労働力の確保に資する各種施策を展開し、活力のある経済を目指す必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と見通し

本市の人口は、市制施行された昭和45年当時に28,972人であったが、昭和50年代まで減少が続いた。その後第2次ベビーブームや昭和56年の陸上自衛隊えびの駐屯地開設の影響もあり、昭和60年にはいったん微増に転じている。しかし、それ以降の人口が増加に転じることはなく、平成27年国勢調査においては20,000人を割り込んでいる。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

	10, 1	1 (1)	ノくロック	1年/19/	当力							
	区	\triangle	昭和35年		昭和	50年	平	成2年	平成	17年	平成	27年
		分	実 数	実	数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
	総	数		L	人	%	J	. %	人	%	人	%
	/larx	<i>3</i> A	37, 50	8 27,	241	△27. 4	26, 826	$\triangle 1.5$	23, 079	△14.0	19, 538	△15. 3
	0歳~	~14歳	14, 06	2 5,	741	△59. 2	5, 042	$\triangle 12.2$	2,812	△44. 2	2, 179	△22. 5
•					,		J	1	!	!		

15歳~64歳	20, 931	17, 844	△14. 7	16, 183	△9.3	12, 567	△22. 3	9, 694	△22. 9
うち15歳~ 29歳(a)	7, 405	4, 944	△33. 2	3, 493	△29. 3	2, 967	△15. 1	1,801	△39. 3
65歳以上(b)	2, 515	3, 656	45. 4	5, 600	53. 2	7, 700	37. 5	7, 665	△0.5
(a)/総数 若年者比率	% 19. 7	% 18. 1	l	% 13. 0		% 12. 9		% 9. 2	
(b)/総数 高齢者比率	% 6. 7	% 13. 4	_	% 20. 9	_	% 33. 4	_	% 39. 2	_

※男女別人口の推移(国勢調査)

,,,,,,	1/4 4/	* · · · · · · ·	(四フケドッカ	-/						
	\wedge	平成17	年10月1日	平成	22年10月1	l目	平成27年10月1日			
区	分	実	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	
総	数	23, 079 <i>)</i>	. –	21,606人	_	△6.4%	19,538人	_	△9.6%	
男		10, 807 <i>)</i>	46.8%	10,134人	46.9%	△6.2%	9,208人	47. 1%	△9.1%	
女		12, 272 <i>)</i>	53.2%	11,472人	53.1%	△6.5%	10,330人	52.9%	△10.0%	

人口総数については、平成17年から平成27年までの10年間で3,541人、率にして15.3%の減となっており、昭和60年における第2次ベビーブームの影響による一時的な増を除き、人口減少が続いている。なお、男女別の構成比について目立った変化はなく、男女ともに減少しているが、これまで展開してきた子育てに関する施策を一層充実させ、出生率の低下を抑制させることが必要となっている。

自然動態においては、出生数が減少傾向にある一方、死亡数が増加傾向にあり、今後は第1次 ベビーブーム前後に出生した世代が高齢期を迎え、更にその差は拡大することが予想される。

また、社会的増減においては転出が転入を超過している状況が続いており、特に、それぞれの年においてばらつきはあるものの、15歳から29歳の若年層の減少率が目立っており、進学や就職を機に市外へ転出する実態を反映しているものと思われる。

平成27年度時点で19,538人である本市の人口は、令和2年10月1日国勢調査人口速報値において17,645人と9.7%の減少率となっており、減少の加速度が早まっている状態である。国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計を加味すると、2045年には10,000人を割り込むペースで減少が進むとみられており、市内在住者の流出や自然減による人口減少を抑制するための諸施策を推進していく必要がある。

表 1-1(2) 人口の見通し

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」)

※2020年は国勢調査速報値

	2020年	2025年	2030年	2035 年	2040年	2045 年
えびの市 人口推計	17,645 人	15,765 人	14,018人	12,344 人	10,746 人	9,247 人

② 産業構造の現況と今後の動向

本市の15歳以上就業者総数は、人口減少に伴い平成27年に10,000人を割り込んでおり9,291人となっている。産業別には、農業を中心とした第1次産業が大きな割合を占めていたが、高齢化や担い手不足などの要因により減少が続いてきた。平成以降は第3次産業が大きな割合を占めるようになり、基幹産業である農業の衰退への危機感から、近年は新規就農対策やスマート農業の導入に力を入れている。平成27年における第1次産業の就業者数は2,172

人であり、平成22年と比較すると14.2%の減少で、全体に占める割合も24.9%から23.4%と1.5ポイントの減少となっている。就業人口の減少に併せ、構成比の約半分を占める第3次産業も同様に減少しているが、県全体と比較すると第1次産業の割合が大きいのが本市の特徴である。

表 1-1(3) 産業別人口の動向

(1)/////		r	0/1
(単位	•	٨	%)
(11/.		/\.	/0/

		昭和45年	昭和日	50年	年 昭和55年		昭和60年		平成2年	
区	分	就業人口 (構成比)	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %	就業人口 (構成比)	増減率 %
総	数	15, 583	14, 324	△8. 1	14, 503	1.2	14, 097	△2.8	13, 478	△4. 4
第1次	欠産業	9, 935 (63. 8)	8, 083 (56. 4)	△18.6	6, 734 (46. 4)	△16. 7	5, 996 (42. 5)	△11.0	4, 625 (34. 3)	△22. 9
第2岁	欠産業	1, 542 (9. 9)	1, 878 (13. 1)	21.8	2, 604 (18. 0)	38. 7	2, 596 (18. 4)	△0.3	3, 187 (23. 6)	22. 8
第3岁	欠産業	4, 105 (26. 3)	4, 343 (30. 3)	5.8	5, 164 (35. 6)	18. 9	5, 505 (39. 1)	6. 6	5, 664 (42. 0)	2. 9

	平成7	'年	平成1	2年	平成1	7年	平成2	2年	平成2	7年
区分	就業人口 (構成比)	増減率 %								
総数	12, 870	△4.5	12, 229	△5. 0	11, 408	△6. 7	10, 176	△10.8	9, 291	△8. 7
第1次産業	3, 883 (30. 2)	△16. 0	3, 245 (26. 5)	△16. 4	2, 954 (25. 9)	△9.0	2, 530 (24. 9)	△14. 4	2, 172 (23. 4)	△14. 2
第2次産業	3, 091 (24. 0)	△3.0	2, 915 (23. 8)	△5. 7	2, 457 (21. 5)	△15. 7	1, 924 (18. 9)	△21. 7	1, 877 (20. 2)	△2. 4
第3次産業	5, 894 (45. 8)	4. 1	6, 062 (49. 6)	2. 9	5, 966 (52. 3)	△1.6	5, 543 (54. 5)	△7. 1	5, 165 (55. 6)	△6.8

(国勢調査)※分類不能の産業は含まれない

表 1-1(4) 産業別就業人口構成割合

(単位:%)

区(分	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
第1次	本市	56. 4	46. 4	42. 5	34. 3	30. 2	26. 5	25. 9	24. 9	23. 4
産業	県	29. 2	23. 7	21. 9	17. 9	15. 0	13. 1	12. 7	11. 4	10.8
第2次	本市	13. 1	18. 0	18. 4	23. 6	24. 0	23.8	21. 5	18. 9	20. 2
産業	県	22. 6	24. 5	24. 1	26. 5	26. 6	25. 3	22. 8	20.8	20. 6

第3次	本市	30. 3	35. 6	39. 1	42. 0	45.8	49. 6	52. 3	54. 5	55. 6
産業	県	48. 2	51.8	54. 0	55. 5	58. 4	61.3	63. 6	64. 3	66. 5

(国勢調査)

(3) 市町村行財政の状況

① 行財政の現況と動向

本市は平成14年に財政健全化計画を策定して以降、必要に応じて計画の見直しを行いながら 歳出の圧縮をはじめ、起債の抑制、基金の積み増し等の財政健全化に努めた結果、財政健全化判 断比率における実質公債費比率及び将来負担比率といった各数値は比較的良好な状態にある。

また、過疎地域自立促進特別措置法が制定された平成12年度においては 0.26 であった財政 力指数(平成10年度から平成12年度までの3か年平均)は、公債費の減などにより令和元年 度は0.36(平成29年度から令和元年度までの3か年平均)へ上昇している。

一方で、行政サービスの多様化、国の緊急経済対策に基づく財政出動の増加、定住対策及び交 流人口の増加など重要課題への対応に伴い財政規模は拡大を続けており、財政の弾力性を表す経 常収支比率は高い数値を示している。

また、インフラ整備や公共施設の整備などの投資的経費の伸びにより、地方債現在高も平成2 6年度には増加に転じており、さらにこれらの地方債に対する元金償還が始まったことにより、 今後は公債費の増加が続くことが見込まれている。

自然災害などに対する臨時的な対応も増加する中、自主財源の割合が低い本市においては、今 後更に厳しい状況が続くことが予想されるため、過疎対策事業を活用しつつ、本市の持続的な発 展を可能とする財政運営が求められている。

② 施設整備の現況と動向

公共施設の整備については、これまでの過疎対策事業等によりほぼ順調に進んできた。道路 (市道) については、改良率が令和元年度に66.3%、舗装率が74.3%へと改善された。 上水道普及率については、令和元年度末で91.2%、水洗化率については78.6%となって いる。なお、小中学校危険校舎については、平成25年度には小学校、中学校の両方において面 積比率0%となり、改修が完了している。

その他、過疎地域活性化計画から過疎地域自立促進計画において進めてきた図書館・資料館、 国際交流センター、地区体育館、公園、消防防災施設、ごみ処理施設、矢岳高原の開発や産業団 地、各地区コミュニティセンター、道の駅などの施設を整備したことで、過疎地域の生活基盤整 備・人口定住促進対策を推進してきた。

今後も、厳しい財政状況を見極めながら、更新が必要な施設及び未整備の施設・設備について は計画的に順次整備していく必要がある。

表 1-2(1) 行財政の状況

(単位: 千円、%)

区 分	平成12年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	12, 921, 893	11, 674, 251	12, 015, 313	13, 214, 541
一般財源	8, 502, 955	7, 266, 594	6, 987, 979	6, 738, 100
国庫支出金	1, 330, 226	1, 712, 756	1, 681, 044	1, 847, 496
県支出金	809, 188	884, 151	954, 084	1, 038, 784
地方債	884, 600	725, 872	819, 668	793, 915

1	i	ĺ	<u> </u>	1
うち過疎債	339, 000	179, 300	511, 500	418, 200
その他	1, 394, 924	1, 084, 878	1, 572, 538	2, 796, 246
歳 出 総 額 B	12, 670, 525	11, 311, 315	11, 609, 797	12, 588, 219
義務的経費	5, 972, 488	5, 288, 178	5, 022, 848	5, 233, 225
投資的経費	2, 326, 448	1, 393, 639	1, 349, 358	1, 696, 963
うち普通建設事業費	2, 233, 380	1, 347, 909	1, 319, 760	1, 588, 091
その他	4, 371, 589	4, 629, 498	5, 237, 591	5, 658, 031
過疎対策事業費	1, 987, 103	1, 903, 510	1, 558, 259	2, 596, 618
歳入歳出差引額 C(A-B)	251, 368	362, 936	405, 516	626, 322
翌年度へ繰越すべき財源 D	2, 985	47, 114	35, 049	130, 018
実質収支 C-D	248, 383	315, 822	370, 467	496, 304
財 政 力 指 数	0. 263	0. 327	0. 330	0. 362
公債費負担比率	20.8	13. 6	9. 0	8. 1
実 質 公 債 費 比 率		8.8	3. 1	2.5
起 債制 限 比 率	9.8			
経 常 収 支 比 率	91. 4	91. 4	92. 0	94. 8
将 来 負 担 比 率		_	_	_
地方債現在高	13, 401, 604	7, 461, 681	7, 417, 948	8, 998, 079

(地方財政状況調)

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末	令和元 年度末
市道改良率 (%)	35. 4	52. 0	58. 1	64. 3	65. 4	66. 3
市道舗装率 (%)	62. 6	63. 2	67.7	72.8	73. 7	74. 3
農道延長(m)	199, 301	144, 881	171, 140	207, 870	198, 107	197, 748
耕地 1 ha当たり 農道延長(m)	51. 3	40.8	43. 0	53. 5	51. 5	53. 9

林道延長(m)	50, 954	54, 377	49, 336	28, 252	28, 252	28, 252
林野 1 ha当たり 林道延長(m)	5.8	5. 9	5. 4	3. 1	3. 1	3. 1
上水道普及率 (%)	73.8	80. 0	87. 4	88. 4	89. 2	91.2
水洗化率(%)	_	_	43. 7	65. 4	71. 3	78. 6
人口千人当たり 病院、診療所の 病床数(床)	16. 6	17. 2	16. 1	12. 5	12. 2	13. 6
小学校危険校舎 面積比率(%)	12. 3	8. 1	6. 0	0.3	0.0	0.0
中学校危険校舎面積比率(%)	5. 2	0. 7	0.7	0.0	0.0	0.0

(公共施設状況調)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域対策緊急措置法が制定された昭和45年に市制を施行して以来、本市において若者を中心とした人口流出や高齢化に伴う過疎化は進行し、基幹産業である農業の担い手不足や農村の 集落機能の低下、地域経済の変化など多くの変化をもたらした。

一方、社会基盤の整備をはじめとした各種過疎対策を展開してきた結果、道路交通網、生活基 盤整備、施設整備等においては一定の水準まで達してきた。

近年は、激甚化する自然災害に対して未然に防止し、被災してもしなやかに回復できる再起力が求められており、引き続き防災・減災、国土強靭化に対する取組が求められている。

ソフト面においては、子育て対策や医師確保対策など住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現のために取り組んでおり、さらに近年は移住・定住や観光交流人口の増といった、地域間交流による活性化を促進するための取組がなされてきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に飲食業及び観光業をはじめとするサービス業において大きな打撃となり、その余波は基幹産業の農畜産業やその他の産業に及ぶなど、地域経済に甚大な影響を及ぼした。

このような現状の中、本市の持続的発展のためには、地域資源や豊かな自然を生かした地域づくりを更に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に起こった社会・経済の構造的変化を見据え、その対策を長期的な視点により推進するとともに、特に国が進めるDX (デジタル・トランスフォーメーション) から住民が取り残されることのないよう、SDG s (持続可能な開発目標)の基本理念である「誰一人取り残さない世界」に基づき、施策を展開する必要がある。

また少子高齢化社会においては、社会的包摂に基づく施策による地域社会の維持が強く求められている。

このため、本市は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び宮崎県過疎地域持続的 発展方針の趣旨を踏まえ、過疎地域である本市が引き続き非過疎地域となることを目指しつつ、 地域活性化等の取組を積極的に推進するため、持続的発展に資する以下の項目を基本的な方針と する。

① 持続可能な地域社会の形成

日本国内の人口減少及び少子高齢化が続く中、本市においても一定の減少は続いているものの、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やワークライフバランスの変化を背景に、都市部から地方の移住を求める兆しも見え始めており、地方への人の動きも活発化しつつある。

若者を中心とした人口減少を抑制するためにも、これらの流れを的確に捉え、情報通信技術を利用した働き方への取組をはじめとして、受入環境整備の推進によるUIJターン希望者の呼び込みや子育て環境の充実など、人口増加に資する各種施策に取り組む。

一方で、高齢化社会を迎えている本市において、シニア世代を核とした地域づくりを更に推進し、ひとが住み、暮らしやすさを実感することができるための環境づくりが求められており、地域経済やコミュニティへの好影響を与える施策を展開することによって持続可能な地域社会の形成を目指していく。

② 地域資源等を活用した地域活力の更なる向上

本市は恵まれた自然的条件の下、米の食味ランキングで特Aの評価を得たヒノヒカリや全国にも名高い宮崎牛などの農産物の品質の高さは市内外に知られるところであり、今後も本市の基幹産業である農業を持続させていくためには、担い手の確保や効率的な農業経営の推進が不可欠である。また、地理的にも利便性の高い産業団地を生かした企業誘致を実現し、人・モノの交流を活発化させていくことにより、地域活力の向上を目指す。

さらに、本市にはえびの高原や温泉など、多種多様な観光資源がある。観光客を呼び込み、アウトドア、スポーツ及び文化等による体験型・周遊型観光を推進し、過疎地域ならではの魅力・特性を生かした活力ある地域を形成していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針において掲げた基本方針に基づき、計画期間内の基本目標を以下のとおり設定する。

①人口に関する目標

令和2年国勢調査人口 速報値(基準値)	令和7年国勢調査人口(目標値)
17, 645 人	人口減少率を 5%以内に抑制

②移住支援策を活用した市外からの移住者数目標値

令和2年度実績値	令和7年度(目標値)
71 人/年	100 人/年

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

(5) に掲げる基本目標の達成状況については、中間評価(令和3年度から令和4年度)及び 最終年度(令和7年度)の状況により評価する。

その際、人口に関する目標については現住人口及び 2025 国勢調査により、移住者数については庁内の実績をとりまとめ、評価とともに公表するものとする。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に位置づけられた公共施設の整備に当たっては、「えびの市公共施設等総合管理計画」

に掲げられた、公共施設等の管理に関する以下の基本的な考え方に基づき事業を進めていくこと とする。

①保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減

減らす

現在利用されておらず、将来にわたる利活用の見込みが低い施設については廃止・用途変更を 検討する。

廃止となった施設については、売却・除却等を検討する。

利用状況の検証や施設間の調整等を図り、施設の統合・複合化を推進する。

増やさない

新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合、まず既存施設の有効利用(機能移転、複合化、用途変更等)について検討する。

将来的な維持管理コストの試算を必ず実施した上で新規整備を判断する。

②長寿命化の推進によるライフサイクルコスト軽減

長く使う

今後維持していく施設については、計画的な点検や修繕等により、予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図る。

各公共施設等の長寿命化の具体的な方針に関しては、それぞれの個別計画において定める。

③施設管理の効率化によるコスト削減

無駄を省く

今後維持していく施設の管理に当たっては、民間委託の推進や指定管理者制度の導入などの民間ノウハウを活用する取組を推進しつつ、PPP/PFIなど、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行う。

(9) SDGs (持続可能な開発目標) の推進

本市が抱える人口減少、高齢化といった課題に対する取組を進める中、国のSDGs推進本部が定める実施指針の「今後の推進体制」において、地方自治体は「各種計画への反映として、様々な計画にSDGsの要素を反映すること」、「文化、風土、組織・コミュニティなど様々な地域資源を活用し、持続可能な社会を形成する「地域循環共生圏」の創造に取り組む等、自治体における多様で独自のSDGsの実施を推進すること」が期待されている。

このため、本市が定める過疎地域持続的発展計画において、それぞれの分野ごとにSDGsの目標を関連付け、共通する指針として推進していくこととする。

SUSTAINABLE GOALS





































2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



※関連するSDGs(持続可能な開発目標)

本市は過疎化の進行による人口減、後継者不足、急激な高齢化、地域活力の減退などの多くの課題を有する。これら過疎化のもたらす様々な弊害の防止のためには、人口流出に歯止めをかけ、移住・定住の促進を図り、交流人口の増についても力を入れながら活力ある地域づくりを行う必要がある。

幸いにも本市は、豊かな自然環境や観光資源、文化や人情などの魅力にもあふれており、これらの優位性を産業振興、生活環境整備、地域文化の振興、福祉充実などの諸施策に有効に生かし、UIJターン者の受入れや、特に若年層の市民が希望をもって生涯設計できるようなライフステージに応じた切れ目のない支援、交通の立地条件を生かした企業誘致を促進し、持続可能な地域社会の形成や地域活力の更なる向上を図っていかなければならない。

(1) 現況と問題点

移住・定住

持続可能な地域社会の形成や地域活力の更なる向上を図るために必要な定住促進対策については、これまで産業の振興や企業誘致などのほか、陸上自衛隊えびの駐屯地の誘致、高等教育機関の誘致などにより進めてきた。しかし、若者の流出や婚姻数の減、出生数の減などにより、人口は減少の一途をたどっており、定住人口の増加という根本的な課題の解決には至っていない。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方回帰の動きが活発になっており、本市においても市外からの移住相談、空き家バンク利用登録者が増加しているが、ニーズに対応できるような登録物件数が少なく、十分なニーズ対応ができているとは言えない。

今後は、総合的に定住対策を進めると同時に、新規就農者や田舎暮らしを希望する人などに対するきめ細やかなサポートが必要とされ、それらUIJターン者の受入れのための体制整備を図っていく必要がある。

全国的に婚活支援を行う自治体が一般的となってきたが、県も、みやざき結婚サポートセンターを平成27年に開設し、その効果が大いに期待されている。しかし、現状では本市からの登録が低調なままであり、積極的な活用が求められる。また、若年層が地域に定着するために、ライフステージに応じた、きめ細かい支援が必要となってきている。

② 地域間交流

本市は、恵まれた自然環境、観光資源、文化歴史資源等を有しており、また地理的・社会的な優位性も持っている。これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育等様々な分野で活用していくことが過疎地域からの自立や持続可能な地域社会の形成、地域活力の向上には不可欠である。諸分野での基盤・体制整備を進めると同時に、本市の持つ優位性を生かし、都市や近隣市町村との連携を深め、人的交流を促進していく必要がある。

ふるさと納税については、自主財源の確保のほか、地場産品のPRや消費拡大、シティセールスの強化、関係人口の増加につながる重要な施策である。寄附額については令和2年度の総額が6億円を超え、年々増加傾向にある。返礼品を取り扱う事業所とも連携し、更なるふるさと納税の推進が必要である。

また、国際交流については、市民の草の根運動的な活動により様々な事業が展開されており、 今後とも活動の定着・拡大を更に図る必要がある。

さらに、市民自らが率先して地域づくりを担っていくことが求められており、今後そうした活動を行政は市民と協働して行っていく必要がある。

(2) その対策

移住・定住

UIJターン促進により都市部の活力を取り込み、地域の活性化を図るため、本市の魅力を効果的な手法によりPRし、都市住民との交流事業などを展開するとともに、引き続き、ワンストップ型の相談窓口である移住・定住支援センターにおいて、移住者向けの様々な支援策の情報提供などのきめ細やかなサポートを行う。また、移住希望者の様々なニーズに対応するため、空き家バンクの登録物件数の増加を図るとともに、居住に関する支援や、新規就農者への技術指導など、その受入れのためのサポート体制を整備し、引き続き地域おこし協力隊等の制度を積極的に活用し、UIJターン者が定着しやすい地域づくりに努める。

出会いの場の創出を地域全体で積極的に支援していくことで、婚姻に対する機運を盛り上げ、より積極的な参加等を促していく。また、新婚世帯の経済的不安を解消するために、的確な支援を行う。

② 地域間交流

地域間交流については、恵まれた自然資源を積極的に情報発信するとともに、ふるさと納税については新規事業所の開拓や新たな返礼品の掘り起こしなど、事業所と連携し、引き続き魅力的な返礼品の開発を進めることによりシティセールスにつなげる。また、広域的な地域間交流として、県際交流事業、霧島山を取り巻く自治体間交流事業、歴史や鉄道を軸にした交流等について、自治体の枠を越えた連携・協働により、地域の活性化を図っていく。

国際交流事業については、市民活動の拡大・推進を図るとともに民間のノウハウを生かした国際交流事業の展開を図っていく。

これらの対策のほか、市民の自立を促し地域の活性化を図るために、市民提案型協働事業などの市民が主体となって実施するまちづくり活動を協働により行う。

(3) 計画(令和3年度~令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体 備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促	(1)移住・定住	移住・定住支援推進事業	市
進、人材育成		出会い創出事業補助金	市
		空き家バンク活動事業補助金	市
		お試し滞在助成金	市
		空き家賃貸借契約支援事業補助金	市
		新婚世帯家賃助成金	市
		定住促進奨学金返還補助金	市
		移住者住宅取得支援金	市
		移住支援金	市
		住宅取得定住促進支援金	市
	(2)地域間交流	広域連携推進事業	市・団体

	(肥薩線・県際)		
	霧島ジオパーク推進事業	市・団体	
	心のふるさと寄附金推進事業	市	
	国際交流体験活動事業	市・団体	
(3)人材育成	地域おこし協力隊事業	市	再掲
	林業活性化事業 (地域おこし協力隊制度活用)	市	再掲
(5) その他	ぷらいど21事業	市	
	市民提案型協働事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する公共施設等はないが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合は、まず既存施設の有効活用について検討し、将来的な維持管理コストの試算を実施した上で新規整備を判断する。

3 産業の振興













※関連するSDGs (持続可能な開発目標)

産業の振興は、過疎地域からの自立や持続可能な地域社会の形成、地域活力の更なる向上を目指す上で最大の課題である。本市の持つ地域特性・地域資源を有効に生かしながら各産業の振興を図り、働く場の確保や雇用を創出し、定住促進に努めなければならない。

(1) 現況と問題点

① 農業

農業は本市の基幹産業であり、その形態は、米を主体として畜産・野菜・果樹を組み合わせた複合経営が主軸をなしており、耕畜連携による資源循環型農業が主流となっている。

こうした状況下で、農業従事者の高齢化、担い手不足は急速に進行しており、土地の分散や耕作放棄地の増加による利用率の低下や生産資材価格の高騰、地球温暖化の進行や激甚化する気象災害の発生といった環境問題等による農業所得の伸び悩みと相まって、本市農業の振興は一層厳しさを増している。

さらに、TPPや日米貿易協定に代表されるグローバル化の一層の進展、新型コロナウイルス 感染症の感染拡大など、農業者の不安や農業後継者等の意欲の減退も懸念される。

また、今後、本格的な人口減少・少子高齢化を迎える中、これまで培ってきた本市農業の経営 資源に AI、IoT など進化する先端技術の活用によるスマート化を推進することで、生産現場での ステージに応じた生産性の向上や労働力の負担軽減などに加え、農業分野における情報発信・集 約、データ連携を進め、稼げる農業を目指す必要がある。

このようなことから、畑地かんがい事業等による農業生産基盤の整備を進めながら、農地中間 管理事業を活用し、農用地の高度利用や流動化に努めるとともに、新規就農者の受入体制の整備、 新たな認定農業者等の確保、水田農業における集落営農の育成など担い手対策を引き続き推進す る必要がある。

また、近年において鳥獣による農産物への被害が深刻化し、農村環境や生育環境などの変化により鳥獣の被害が後を絶たないため、効率的な捕獲・追い払いの実施や被害防止柵設置・適正な管理など官民連携した取組が急務である。

② 林業

本市は緑豊かな自然環境に恵まれ、面積の71%を森林が占め、人工林においては収穫期を迎えた森林が増加し、多様な木材供給が可能となってきている。しかし、伐採後の植栽未済地の増加、担い手の減少・高齢化、下刈等の保育作業の労働力不足など多くの課題に直面している。

こうした情勢の変化や課題に適切に対応するため、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる多様な森林づくりを推進するとともに、森林組合や林業事業体と連携を強め、新たな技術・機械導入による作業効率化、就労環境の改善、路網の整備などを図り森林・林業・木材産業の活性化に努めなければならない。また、森林の役割に関する理解を深めてもらうため、ボランティア・企業による森林づくり活動などの森林環境教育や木育の推進を通じて林業を担う人づくりにも取り組む必要がある。

③ 畜産

本市の畜産は、農業粗生産額の88%以上を占めているが、その生産構造は従事者の高齢化による飼養戸数が減少している中で、重要な産業である肉用牛を中心に飼養規模の大型化・専業化が進展している。今後は、コントラクター組織を活用した自給飼料生産体制によって飼養管理に重点を置いた作業の分業化に努める必要がある。

また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱などの家畜伝染病が発生した場合は、生産から流通・消費まで悪影響を及ぼすことが懸念されるため、安心・安全な畜産物を供給するためにも防疫対策が重要な課題となっている。

肉用牛については、高齢化の影響を受けて、小規模経営の戸数が減少しているものの、増頭意欲のある担い手の規模拡大が進み、飼養頭数は増加している。特に、全国的に肉用子牛の生産頭数が減少する中、子牛価格は比較的堅調に推移しており、繁殖経営を目指す新たな就農希望者が増加傾向であることから、これまでの生産基盤や技術の継承を進め、生産規模の維持・拡大が望まれる。

酪農については、高齢化等による離農が進み、戸数、頭数ともに減少しているが、戸別には農業後継者の確保や規模拡大が進みつつある。

養豚については、戸数が減少しているが、企業畜産における一貫経営を中心に規模拡大が進み、 頭数は横ばいで推移している。

採卵鶏、ブロイラーについては、専業化が進み、戸数、羽数ともに横ばいで推移しているが、 近年多発している高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入防止対策の徹底並びに発生時に備えた まん延防止対策の再確認が重要である。

④ 地場産業

進出企業を含めた既存企業は、九州縦貫自動車道等交通的利便性と南九州の中心に位置するという立地の優位を生かしながら、地域産業の要として定着している。しかし、その支援や育成対策においては十分とは言えず、既存企業へのフォローアップの取組を強化していかなければならない。

また、地場産業の振興は、大阪、福岡などの都市部において物産展を開催し、物産品のPR等を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により今後の開催が見通せない状況である。また高齢化、後継者不足、経営力、資金力などの問題もあり、流通・販売体制の確立にまで至っていない。事業継承や資金繰り安定化など、様々な面から支援を行っていく必要がある。併せて、消費者の多様なニーズへの対応や、観光との相乗効果に留意し、魅力ある特産品の開発・販売等

に努めていくとともに、地域資源を活用した産業の育成や、農業との連携による地場産品づくりなど、新たな産業の創出を図る必要がある。

⑤ 企業誘致及び起業

本市には現在、従業員10人以上の企業が24社、100人以上の企業が4社あり、このうち市の指定企業は22社で、うち14社が製造業となっている。基幹産業が農業主体の本市において新たな雇用創出に関しては企業の新規立地に依存せざるを得ない状況にあるのが現状である。

企業誘致は、働く場所の確保や雇用の創出にきわめて重要な施策であるため、えびの市の地理 的な条件を生かし、ソフト・ハードの両面から企業が進出しやすい環境を整え、企業誘致による 産業の集積を推進していく必要がある。

また、創業者の育成、起業、安定経営までの一貫したサポート体制を整え、近隣を含めた広域エリアから起業志望者を集め、地域活性化を図る必要がある。

⑥ 商業

地域商業をめぐる状況として、人口の減少や高齢化の進行による購買力の低下、経営者自身の高齢化や後継者不足などにより、廃業に至る事業者も多く見られ、集落によっては日常生活に必要な商品供給が困難な事例も見受けられるようになるなど、非常に厳しい状況におかれている。さらに、圏域外における大型店の出店や商業施設の展開等により、地域の小売業は大きな影響を受け、疲弊している状況にある。

過疎地域において商店街・商業集積等は、地域社会の拠点機能を有すると同時に、地域における貴重な雇用の場となっており、地域住民への生活サービスの機能確保に総合的に対応する必要があることから、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取組を推進する必要がある。

(7) 観光

「えびの市観光振興計画」を基に恵まれた観光資源をより有効に生かすことによって、九州新幹線の整備や東九州自動車道全線開通等交通網の整備による観光流動のストロー化現象の打開策をはじめとして、新たな観光ポイントとしてアウトドアビジターセンターや京町温泉駅観光交流センターの新設、足湯の駅えびの高原のリニューアル、誘客宣伝活動の充実、観光協会事務局の強化などを推進してきた。

しかし、本市の代表的な観光地であるえびの高原周辺の度重なる火口周辺警報の発令による観光客の減少、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言等による外出自粛やイベント等の中止、その他の観光施設の経年劣化や受入れ側のサービスの低下などにより、本市入込客数は減少傾向にある。今後は引き続き「えびの市観光振興計画」を基に、体験交流のメニューや本市の観光地としての新しいイメージづくり、受入体制・観光資源の整備、観光誘客の促進を積極的に行っていく必要がある。

(2) その対策

産業の振興については以下の施策を基本に、必要に応じて県、市内事業者及び周辺市町村との 連携に努める。

① 農業

農業については、TPPや日米貿易協定に代表されるグローバル化の一層の進展の中、国が「食料・農業・農村基本法」の基本理念を踏まえ令和2年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において示された長期的展望を基に、人・地域・組織の連携と活性化を促していくとともに、食料自給率の向上や農家所得増大のための生産基盤整備とそれを支える生活環境整備を行う必要がある。具体的には、畑地かんがい事業等の土地基盤整備事業を実施し、農地中間管理機構を活用した農地の流動化・団地化を図るとともに、スマート農業の導入に対応した生産基盤・経営条件の整備・強化を積極的に推進し、農業経営の効率化・省力化を図っていく。

農家所得を向上させるため、農産物の高付加価値化による新たな販路の開拓や栽培履歴を重視

した経営による高収益農業の推進・確立、契約栽培の充実・強化を図る。

本市の農業を次の時代に引き継ぐ中心となる担い手の育成・確保のために、新たな認定農業者の掘り起こしや新規就農者の支援を行う。就農を希望する移住者に対しては、関係機関一体となった就農相談会を積極的に活用することで定着化を図る。後継者不在等の理由により離農する農家について、その者が有する知識・技術、さらに、農地・農機具等を新たな農業者に引き継ぎ、離農後の不安を軽減する対策を推進していく。

快適で美しい田園空間を形成し、農村の有する多面的機能を維持・形成するために、多面的機能支払制度や中山間地域直接支払制度などの活用を推進していく。

また、鳥獣による農産物への被害をなくすため、更なる侵入防止柵の設置に加え、鳥獣被害対策実施隊による捕獲・追い払いを行う。このため、新規狩猟免許所持者への支援を行い捕獲従事者の確保に努め、被害防止対策に取り組んでいく。

② 林業

林業については、持続可能な林業・木材産業の確立のために生産・加工・流通や木材需要の拡大を推進するとともに、施業の集約化・合理化や路網開設等に努める。

また、再造林対策においては森林組合等と連携して森林所有者へ働きかけを行うとともに、再造林等の効率化・省力化、早生樹植栽などの林業イノベーションの推進を図り、森林の持つ多面的機能を高度に発揮できるように努める。林産物については、新たな商品化等の取組を支援し活性化に努める。

③ 畜産

家畜防疫対策については、依然として近隣諸国では口蹄疫やアフリカ豚熱が発生しており、また、国内においては高病原性鳥インフルエンザや豚熱が多発していることから、県や関係団体と連携した巡回指導を強化し、一層の農場防疫の徹底・強化に努める。

自給飼料の確保対策としては、コントラクター組織等を核とした農地の高度利用による安全な 国産飼料の流通体制の構築を図り、安心・安全な自給粗飼料の供給を推進するとともに、良質堆 肥の生産と耕畜連携により、資源循環型農業の確立を図る。

④ 地場産業

各団体やグループによる地場産品活動については、経営力強化のための経営指導、販売ルートの確立や産業分類の壁を越えた商品開発等の取組を支援し、地域を支える個性的な地場産業の育成を図る。また、優良特産品の開発や普及を推進し、住民や市外に向けたPRを強化するために道の駅を活用してブランド確立と販路拡大を図る。

⑤ 企業誘致及び起業

企業誘致については、適正な土地利用や自然環境・市民生活に配慮しながら豊富な資源と地域 特性を最大限に生かし、本市への移住・定住の促進や人口減少の抑制、特に若者の流出防止につ ながるよう優良企業の誘致や既存企業の振興・拡大を図るため、迅速かつ適切な対応を積極的に 行っていく。

特に、産業団地はえびのインターチェンジに隣接しており、本市の地理的優位性を最大限発揮できるため、物流関連業をはじめとする企業からの関心が高い。そのため、本市の地の利や地域資源を活用した企業誘致について、産業団地を中心に進めるとともに、国の経済対策や企業動向に注視した企業誘致の促進を図っていく。

起業については、起業希望者に対して、地域資源活用の助言や資金繰りをはじめ、創業に係る 手続等に関する助言や情報の提供を関係機関と連携して行っていく。

⑥ 商業

商業については、経営安定のための雇用確保等に資する職場環境改善に取り組む中小企業者や、 業務効率化、事業承継、販路拡大等の事業を経営計画に基づき持続的に取り組む小規模事業者等 の支援を行うとともに、各種産業の特色に応じた施策を進めていくことにより、地域商業の再生 及び活性化を図っていく。

また、人口の減少や高齢化の進行による労働人口減少の対策として、公共職業安定所等関係機関と連携し、無料の職業紹介事業を実施することにより、市内企業等の雇用確保を図っていく。

⑦ 観光

観光については、国民の余暇制度の充実や観光客のニーズの変化に伴い、新たな施策の展開が必要となってきている。施設面の整備として、足湯の駅えびの高原や白鳥温泉など、施設整備を計画的に進めることによって、えびの高原など観光地の魅力度を高め、また京町温泉駅観光交流センターを拠点に京町温泉の活性化を進め、市全体の観光浮揚につなげていく。

既存の恵まれた観光資源を生かし、交流人口の増に向けた施策を展開していくために、スポーツ観光の推進やアウトドアイベントの実施、道の駅等を拠点とした情報発信を進めていく。また、アフターコロナにおいて今後は復活、増加することが予想される外国人観光客をはじめとする観光客に対し、必要な情報を提供し、より一層の魅力向上のために携帯用端末への情報提供に向けた取組を実施することで、市内に点在する歴史的、文化的、そして地域特有の観光資源の魅力を再発見し、活用することによって新しい価値を創り出す。そうすることで、農業振興、地域間交流促進等の関連する諸施策と連動させ、限られた財源の中で、本市の観光振興を進めていく。

(3) 計画(令和3年度~令和7年度)

持続的資施策区		事 業 名 (施設名)	7	事業内	容	事業主体	備考
2 産業の	振興 (1	1)基盤整備	農業	水利施設等保全高度化事業 白鳥1期地区 A=39ha		県	
				水利施設等保全高度化事業 白鳥2期地区 A=35ha		県	
				水利施設等保全高度化事業 大河平1期地区 A=23ha		県	
				水利施設等保全高度化事業 大河平2期地区 A=18ha		県	
				水利施設等保全高度化事業 大河平3期地区 A=16ha		県	
				水利施設等保全高度化事業 大河平4期地区 A=31ha		県	
				水利施設等保全高度化事業 苧畑1期地区 A=16ha		県	
				水利施設等保全高度化事業 苧畑2期地区 A=34ha		県	
				水利施設等保全高度化事業 苧畑3期地区 A=21ha		県	

水利施設等保全高度化事業 田代・出水1期地区 A=31ha	県
水利施設等保全高度化事業 田代・出水2期地区 A=17ha	県
水利施設等保全高度化事業 長江浦地区 A=39ha	県
農業競争力強化農地整備事業 東原田地区 A=43ha	県
農業競争力強化農地整備事業 飯野麓東部地区 A=15ha	県
農地中間管理機構関連農地整備事業 上大河平地区 A=8ha	県
農業競争力強化農地整備事業 上浦地区 A=60ha	県
農業競争力強化農地整備事業 上島内中浦地区 A=50ha	県
農業競争力強化農地整備事業 下島内地区 A=49ha	県
農業水路等長寿命化·防災減災事業 新田·長江浦地区	県
農業水路等長寿命化・防災減災事業 新田・浜川原地区	県
農業水路等長寿命化·防災減災事業 岡元·大原地区	県
用排水施設等整備事業宮内地区	県
農業水路等長寿命化·防災減災事業 尾八重野地区	市
農業水路等長寿命化・防災減災事業 尾八重野2期地区	市
農業水路等長寿命化·防災減災事業 尾八重野3期地区	市
農業水路等長寿命化·防災減災事業 西長江浦地区	市
中山間地域農業農村総合整備事業えびの南部地区	県
農業競争力強化農地整備事業	県

	弁財天地区	
	用排水施設等整備事業 亀沢地区	県
	用排水施設等整備事業西郷地区	市
林美	株道改良 木屋ケ野線 L=2,500m W=4.0m	市
	林業専用道開設 中原 2 号線 L=300m W=3.6m	市
	林業専用道開設 牧ノ内丸岡線 L=1,030m W=3.6m	市
	作業路開設 木場添7号線 L=250m W=3.0m	市
	作業路開設 中原 3 号線 L=430m W=3.0m	市
	林業専用道開設 内小野 1 号線 L=500m W=3.6m	市
	作業路開設 中原 4 号線 L=300m W=3.0m	市
	作業路開設 牧ノ内2号線 L=700m W=3.0m	市
(5)企業誘致	企業誘致事業	市
(6)起業の促進	起業家支援事業	市
(7)商業		
その(1 中小企業職場環境改善支援事業	市
	小規模事業者持続化支援事業	市
	地方版ハローワーク事業	市
	住宅リフォーム促進事業	市
	特産品ブランド認証事業	市
(9) 観光又はレクリ	観光施設整備事業	市
エーション	観光案内板等整備事業	市
	プロモーション活動事業	市
	公衆無線LAN整備事業	市
	自転車によるまちづくり事業	市

Т		T
	八幡丘公園整備事業	市
	えびの高原施設整備事業	市
	かわまちづくり事業	市
(11)その他	中山間地域等直接支払交付金	団体
	担い手対策推進事業	市・団体
	スマート農業推進事業	個人・法人
	新規就農総合支援事業	個人
	農地中間管理事業	市
	農業継承推進事業	個人
	地産地消推進事業	団体
	鳥獣被害防止対策事業	団体
	野菜等価格安定対策事業	団体
	低コスト農業確立対策機械導入事業	団体
	園芸産地強化対策事業	団体
	えびの産みやざきハーブ牛消費応援対策事業	団体
	家畜防疫対策事業	団体
	肉用牛振興対策事業	個人・法人
	酪農経営生産基盤強化対策事業	・団体 個人・法人
	中小家畜経営疾病防止対策事業	個人・法人
	意欲のある畜産担い手支援対策事業	個人・法人
	強い畜産経営基盤体制強化事業	個人・法人
	多面的機能支払交付金	団体
	林業活性化事業 (地域おこし協力隊制度活用)	市
	鳥獣保護区周辺対策事業	個人・団体
	有害鳥獣対策事業	市

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
> < 10 c - 1- A 1-A	製造業、情報サービス業等、	令和3年4月1日~	
えびの市全域	農林水産物等販売業、旅館業	令和8年3月31日	

- ※業種については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び第24条 の規定に基づくもの
 - (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画に記載のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型:スポーツ・レクリエーション系施設】

- ・ スポーツ・レクリエーション系施設は、老朽化が直接的に利用者の事故につながることが考えられるので、危険個所の早期発見のためにも、日常的な点検等により劣化や損傷を把握する。
- ・ 照明のLEDなどの維持管理コストの縮減に努めるとともに、定期的な施設使用料金の見直 し、施設PRの促進などを検討する。
- ・ 老朽化が見られる施設の改修や修繕計画を作成し、適正な維持管理に努める。また、外国人 旅行者にもやさしい施設案内等も整備しPRを図る。

【施設類型:產業系施設】

- ・ 施設の必要性について検証し、耐用年数が来る前に建替えを行うかどうかの検討を行う。
- ・ 大規模修繕や計画的な修繕を行わず、必要最小限で維持管理・修繕を実施する。また、産業 系施設全体として、利用者が限られるため、民間への譲渡や指定管理者制度の利用を含めて今 後の管理方針を検討する。

4 地域における情報化





※関連するSDGs (持続可能な開発目標)

(1) 現況と問題点

近年の急速な高度情報通信ネットワーク社会の進展は、地理的・時間的不利性を持つ過疎地域において、その制約や非効率性を解決する有効な手段として考えられる。

本市でも、住民サービスの向上や事務の効率化を図る目的で、行政事務の情報化等を進め、その体制整備に努めてきたが、情報処理技術・通信技術の進展は著しく、常に、より効率的・効果的な技術の導入を図る必要がある。

住民個人レベルでの情報化についても、スマートフォン等によるインターネット利用等の普及が見られるが、高齢者の多い本市においては未だ浸透しているとは言えない。今後は、通信事業者により整備された高速情報通信網を利活用して住民の利便性向上を図ることが重要である。

また、近年の自然災害において、避難指示等や防災気象情報が、住民に対し十分に伝達できていないなどの課題が挙げられていることから、迅速・的確な災害情報の確実な提供が課題となっている。

(2) その対策

情報化については、効率的な電子自治体を実現するため、情報システムの共同利用に向けた取組を積極的に進める。また、教育面での整備を進める一方で、地域・住民個人の情報化促進について支援をしていく。今後は、情報通信ネットワークやWi-Fi等の公衆無線LANの整備促進を図るとともに、住民の利便性を向上させるための利活用方策について検討を行う。さらに、公式ホームページやフェイスブック等のソーシャルネットワークサービスを利用し、あらゆる人に対して本市の魅力を積極的にPRし、定住促進、産業振興や地域間交流の施策等に有効に生かしていく。

災害時における住民への情報伝達を確実に行うため、防災行政無線を含めた情報伝達手段の多重化・多様化及び必要な情報伝達基盤の整備を図るため、本市に最適な防災情報伝達手段の整備に向けた調査を行う。

(3) 計画(令和3年度~令和7年度)

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災情報伝達手段調査事業	市	
	(3) その他	公衆無線LAN設備管理事業	市	
		自治体情報システム標準化・共 通化事業	市	
		行政手続オンライン化事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する公共施設等はないが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合は、まず既存施設の有効活用について検討し、将来的な維持管理コストの試算を実施した上で新規整備を判断する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保









※関連するSDGs (持続可能な開発目標)

近年の車社会化の進行や情報化に伴い、住民の生活行動圏は拡大し、行政運営においてもその 住民ニーズに対応した、広域的な連携・地域間交流という視点に立った施策も重要性を増してき ている。

従来の道路整備を中心とした交通網の整備と併せ、交通弱者に対する公共交通の確保を今後も 進めていく必要がある。

(1) 現況と問題点

① 交通

本市の交通網は、九州自動車道と国道3路線、主要地方道3路線、一般県道8路線を幹線網として、市道984路線が交差し形成されており、高速道路へのアクセス道路として、国道・県道の整備を進める一方、生活路線としての市道整備についても計画的に推進してきた。改良率は国道86.4%、県道78.2%(令和2年4月1日現在)、市道66.6%(令和2年度末現在)となっており、県道や市道、農道については未だ改良率が低く、地域の自立促進の重要な要素として、引き続きその整備に努める必要がある。

国道221号は、全線的に2次改良(歩道設置を含む)が急がれる。以前からその整備が急がれていた国道447号は、改良が進められている。国道268号は、京町地区の排水処理対策が必要である。

県道については、えびの高原小田線、京町小林線、矢岳高原京町線及び木場吉松えびの線は計画的に改良されている。しかし、えびの高原京町線は大幅に改良が遅れている。

市道については、東西の幹線道路である、えびの中央線の早期完成が最重点課題である。また、えびの中央線と国道268号・221号及び県道京町小林線とを結ぶ、縦の道路整備も急がなければならない。さらに、地区間を結ぶ道路や、公共施設へのアクセス道路の整備、学校周辺、公共施設の周りの歩道設置について、対策を講じなければならない。

都市計画道路は29路線(延長47.36km)あり、用途地域内を優先的に整備しており、整備率は46.22%となっている。各種事業導入を図り、市内の車両通行形態に即した整備を行う必要がある。しかし、都市計画道路として計画決定され長期間が経過し、時代に合わせた見直しを行う必要が生じている。

交通インフラとしての橋りょう及び道路舗装については、経年による劣化や損傷が著しく、走行時の快適性・安全性が低下していることから、的確な維持管理の推進を図る必要がある。

② 交通手段の確保

公共交通の確保については、自家用車の普及や人口の減少により、路線バス・鉄道ともに利用者が減少している。特に路線バスについては、これまで国・県とともに運行経費の補助等により運行維持を図るなど、様々な取組により利用者は微増傾向ではあったが、新型コロナウイルス感染症の影響による移動制限が公共交通に対する厳しい状況となっており、さらに路線バスの減便・廃止など、公共交通の利便性の低下が懸念される。今後、高齢化が進み、免許返納などにより自家用車を運転できない高齢者などの移動手段として、路線バス・鉄道などの公共交通機関の確保・維持を図っていく必要がある。

また、路線バス・鉄道が運行していない、いわゆる交通空白地がえびの市全域に広い範囲で存在し、交通空白地の移動手段の確保を目的として平成27年度にえびの市タクシー利用料金助成事業を導入している。これまでも初乗り料金を助成対象に加え、またタクシー料金の改定に併せて助成率を引き上げるなどの対応を行ってきたが、今後も更に分析・検証を行い、適宜利用状況や料金体系に応じた助成のあり方への対応が求められる。

(2) その対策

① 交通

国道については、国道447号のトンネルも含めた真幸バイパスの整備促進、国道268号と その支線の排水対策を推進し、大雨のたびに繰り返される浸水被害の防止につなげる。国道22 1号については、歩道のない箇所の片側歩道設置を進め、完了後両側歩道設置を進める。

県道木場吉松えびの線、矢岳高原京町線は、計画的な整備を進めていく。

その他の県道、市道、農道改良についても、他の事業との関連も考慮しながら、また財源確保を図りながら、通学通勤や生産活動にとって重要な路線から計画的に進めていく。

幹線道路である、えびの中央線の早期完成に向け、池島工区の整備を行い、東部地区と中部地 区を結ぶことで地域の利便性の向上を図る。

街路事業については、都市計画道路としての位置づけ等に変化が生じている路線は、その計画 の見直しを検討していく。

橋りょう及び道路舗装の老朽化対策については、えびの市橋りょう長寿命化修繕計画等に基づき、5年に1回の橋りょう点検を実施し、道路舗装も含め予防保全を目的とした修繕を、計画的に推進する必要がある。

② 交通手段の確保

公共交通の確保については、引き続き国、県及び交通事業者等との連携を密にしながら、交通 事業者への補助や利用促進対策により、路線バス・鉄道の維持存続を図っていく。さらに「えび の市タクシー利用料金助成事業」の利用状況を分析・検証し、福祉、教育、観光面の施策とも連 携を取りながら、移動販売支援事業など、タクシー利用料金助成に加え、えびの市の地域特性に 適した生活交通手段及び利便性の確保を検討していく。

(3) 計画 (令和3年度~令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容		事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	樅木原線 (改舗)	L=555m W=5.Om	市	
		後川內苧畑線 (改舗)	L=967m W=5.0m	市	
		岡元椿堀線 (改舗)	L=2,309m W=5.0m	市	
		尾八重野作ヶ倉線 (改舗)	L=465m W=7.0m	市	
		佐牛野線 (改舗)	L=330m W=5.0m	市	
		下西ノ原3号線 (改舗)	L=95m W=5.0m	市	
		東長江浦線(改舗)	L=250m W=5.0m	市	

浜川原尾八重野線 (改舗)	L=600m W=5.0m	市
大明司耕地10号線 (改舗)	L=175m W=5.0m	市
大明司耕地20号線(改舗)	L=285m W=5.0m	市
西長江浦演習場線 (改舗)	L=1,380m W=5.0m	市
栗下上江線(改舗)	L=2, 280m W=7.0m	市
大迫霧島線 (改舗)	L=3, 100m W=5.0m	市
えびの中央線(池島工区) (改舗)	L=1,500m W=12.0m	市
坊ヶ島耕地2号線 (改舗)	L=235m W=5.0m	市
上浦池之原線 (改舗)	L=170m W=5.0m	市
西郷徳満線 (改舗)	L=540m W=5.0m	市
徳満線 (改舗)	L=220m W=5.0m	市
坊ヶ島耕地4号線 (改舗)	L=100m W=5.0m	市
西川北徳満2号線 (改舗)	L=280m W=5.0m	市
王子原中通線 (改舗)	L=170m W=5.0m	市
前松原4号線 (改舗)	L=120m W=5.0m	市
西郷耕地7号線 (改舗)	L=400m W=7.0m	市
昭和耕地22号線 (改舗)	L=762m W=5.0m	市
中島榎田線(改舗)	L=200m W=13.0m	市
鍋西3号線 (改舗)	L=330m W=12.0m	市

永山灰塚1号線 (改舗)	L=670m W=12.0m	市
えびの中央3号線 (歩道)	L=800m W=9.5m	市
苧畑高野線 (舗修)	L=2,500m W=7.3m	市
みやま霧島線 (舗修)	L=2,000m W=7.0m	市
妙見線 (舗修)	L=400m W=7.3m	市
後池島線 (舗修)	L=1,000m W=7.7m	市
飯野駅前本通線 (舗修)	L=100m W=6.5m	市
木屋町通線 (舗修)	L=100m W=6.6m	市
えびの中央 6 号線 (舗修)	L=1,500m W=6.6m	市
高野開拓3号線 (舗修)	L=500m W=5.1m	市
高野開拓4号線 (舗修)	L=300m W=4.3m	市
高野開拓5号線 (舗修)	L=300m W=4.3m	市
西広寺通線 (舗修)	L=200m W=3.0m	市
西長江浦線 (舗修)	L=1,000m W=7.0m	市
上門前尾八重野線 (舗修)	L=1,500m W=7.0m	市
大河平茶屋平線 (舗修)	L=300m W=6.0m	市
岡元尾八重野 1 号線 (舗修)	L=1,000m W=8.0m	市
西長江浦演習場線 (舗修)	L=500m W=7.0m	市
御江殿1号線	L=300m	市

	(舗修)	W=6.0m	
		₩-0. OIII	
橋りょう		L=156.5m	市
	(橋修)	W=2.5m	
	加久藤橋	L=149.7m	市
	(改築)	W=12.0m	111
	() () ()		
	下真幸橋	L=144m	市
	(橋修)	W=7. Om	
	山の神3号橋	L=2.44m	市
	(橋修)	W=3.94m	
	石床橋	L=10.75m	市
	(橋修)	W=4.54m	
	伊良ヶ谷橋	L=5.86m	市
	(橋修)	W=2.7m	
	人 白 <i>坛</i>	I 01 0	
	白鳥橋(橋修)	L=21.0m W=9.8m	市
		₩-3. OIII	
	大番庫1号橋	L=14.1m	市
	(橋修)	W=3.73m	
	平田橋	L=54.02m	市
	(橋修)	W=3.2m	111
	(11.4)2		
	小木原橋	L=74.0m	市
	(橋修)	W=9.0m	
	 下谷川橋	L=5.3m	市
	(橋修)	W=4. 1m	
	亀沢橋 (橋修)	L=130.7m W=4.1m	市
	(1筒11字 <i>)</i>	₩-4.1M	
(9) 過疎地域持続的			
発展特別事業			市
公共交通	生活路線バス運行費補助事業		市
	 タクシー利用料金助成事業		111
	7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		市
	悠々パス購入費補助事業		
	10 七规纯利用但准协举入审判		団体
	JR吉都線利用促進協議会事業		市
その他	移動販売支援事業		117

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型:インフラ施設(道路)】

市民生活に身近な生活道路の整備促進を行う。

【施設類型:インフラ施設(橋りょう)】

・ 橋りょうに関して、個別に作成されている「えびの市橋梁長寿命化修繕計画」を参考に、長 寿命化を図りながら、適正な維持管理に努める。

6 生活環境の整備







※関連するSDGs (持続可能な開発目標)

生活環境の整備については、これまでの過疎対策事業により改善が進んできたが、都市部との比較では依然として遅れており、未だ過疎化の要因のひとつになっていると考えられる。今後、本市のもつ豊かな自然環境や地域資源を生かした諸施策を推進し、人口定住化を図る上で、生活環境の整備は必要不可欠な課題であり、引き続き積極的な対策を講じていく必要がある。

(1) 現況と問題点

① 水道

本市の上水道は、昭和52年度から55年度にかけ、ほぼ市内全域を給水区域とする第三次拡張事業を実施し、その後、平成30年度からは、近年の大規模な自然災害等に備え、安全な水の安定供給を維持するため、第二水源として深層地下水を利用した山内浄水場も稼働している。その結果、令和2年度末には水道普及率は92.0%となっている。

一方、水道事業の経営状況においては、人口減少や節水機器の普及等により、給水収益が伸び悩んでいる。

水道事業は、公営企業法が適用され、原則水道料金を財源とした独立採算制の企業会計方式により運営しているが、安心、安全な良質の水道水を安定的に供給するために、健全な水道事業の運営を持続的に確保する必要がある。

昨今は、気候変動に伴う災害の増加が予測される中で、災害を見据えた施設の整備が求められているが、これに係る経費は多大であることから、厚生労働省の実使用年数に基づく更新基準により、今後数十年後に迎える水道施設及び管路の経年化による改築又は更新については、計画的に整備を実施することで、更新時期の平準化を図ることが必要である。

② 生活排水処理

公共用水域の水質保全と健康で快適な生活環境を確保するために生活排水処理施設は欠かせないものであるが、本市は市街地が分散していることや厳しい財政状況を背景として、下水道等の集合的処理施設の整備計画は立てられない状況である。しかし、本市は河川の最上流部に位置していることから、生活排水による河川の水質汚濁を防止することは、社会的な責務となっている。本市では、平成3年度から浄化槽設置整備事業を開始し、令和2年度末の生活排水処理率は68.4%となっている。

③ 廃棄物処理

循環型社会構築のため、ごみの分別や減量化、リサイクルの推進に努めてきたが、人口が減少

しているにもかかわらず、ごみの処理量は横ばい傾向が続いている。廃棄物処理施設については、 定期的な点検整備を行い施設の延命化を図ってきたが、施設の経年が進んできている。

廃棄物の不法投棄についても、依然として減らない傾向にあることから対策を講じる必要がある。

④ 消防・防災

消防については、災害時における救助・救出活動など市民の生命・財産を脅かすあらゆる災害に対処する必要があるため、消防行政サービスを持続的かつ効率的に提供していくことが求められている。常備消防については、救急業務及び葬祭センターの運営と併せ、2市1町で構成する西諸広域行政事務組合による共同処理を行っており、本市にはえびの消防署が設置されている。

消防団については、要員動員力や即時対応力という特性を発揮し、地域における活動の一層の 充実を図るため、施設・設備の充実強化を図る必要がある。

また、防災については、全国で激甚化している気象災害等の状況を踏まえ、「自助」「共助」により地域で乗り越える力を身につけることが求められることから、自主防災組織の設立や活動等を支援するとともに、自主防災組織と地域防災の中核を担う消防団との更なる連携などによる地域の安心安全の確保が求められる。

⑤ 公営住宅

市営住宅は、令和2年度末現在で486戸あり、このうち211戸が昭和50年以前に建設された住宅で、すでに耐用年数を経過している。更新期を迎える市営住宅が増加している中で、安全で快適な住まいを長期的に確保する必要がある。

さらに、高齢者や障がい者が安心して住める住宅づくりや、安心して子育てができるなどの、 住みたくなる市営住宅づくりが求められている。

⑥ 空家等¹

平成30年に総務省が実施した住宅・土地統計調査において、本市の空き家²数は2,870戸、空き家率は24.6%という結果であった。

また、平成28年度に本市で実施した空家等実態調査において、935件の空家等を確認し、このうち老朽化が著しい空家等が37件であった。

今後も、人口減少等により空家等が増加することが予想され、適切な管理が行われずに、放置される空家等については、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、空家等の所有者等に対して適切な管理に向けた啓発や情報提供が必要である。

(2) その対策

① 水道

上水道については、安心、安全な良質の水道水を安定的に供給するため、水道事業の持続的な 経営に必要な財政基盤の強化を図るものとする。

また、水道法改正により義務付けられた「水道施設台帳」を作成するとともに、水道施設の計画的な更新を実施するため、「施設更新計画書」を策定し、到来する水道施設の経年化による改築及び耐震性を有する管路への更新について、更新時期の平準化を図るものとする。

② 生活排水処理

生活排水対策は、自然環境保全の観点から社会的責務であるとの認識のもと、えびの市生活排水対策総合基本計画に基づき、総合的かつ計画的に対策を進めるものとする。単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換など本市の特性にあった効率的・効果的な生活排水対策を推進するとともに、広報啓発を強化し、住民の理解と協力を得て公共用水域の水質保全に努める。

¹ 概ね1年以上、誰からも管理されていない空き家。

² ふだん人が居住していない住宅。

③ 廃棄物処理

市民、事業者、行政が協働して、ごみの減量化やリサイクルの推進による持続可能な循環型社会の構築を推進していく。廃棄物処理施設については、定期的な施設整備を行い施設の延命化を図るとともに、老朽化した施設の更新計画の検討も併せて行う。

廃棄物の不法投棄対策について、パトロール車両による巡視の強化、のぼり旗及び看板等による啓発の強化を継続して進める。

④ 消防・防災

消防については、広域消防との連携を図るとともに、効率的な応急対応を的確に行うため、水利確保の困難な地域への消火栓など防火整備の設置や老朽化した消防車両・資機材の更新を計画的に実施していく。さらに、消火活動や火災予防活動等に加え、自主防災組織等と連携し、風水害等の災害の防除や地域住民に対する啓発等の活動を充実していく。

また、自主防災組織について、各自治会での自主防災組織設立や体制強化の支援を図り、実効性のある組織づくりに努める。

⑤ 公営住宅

公営住宅の供給を効率的かつ的確に行っていくため、予防的な維持保全及び耐久性の向上を図る改善を実施することによって、公営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図る。 また、人口や世帯の減少、社会・経済情勢等の変化、公営住宅に対する需要等を見ながら計画的な維持・補修・建替を検討していく。

⑥ 空家等

空家等の適切な管理については、所有者等の責務であるため、所有者等に対して適切な管理の 啓発や情報提供に努める。また、周辺に危険な影響を与えるおそれがある空家等については、空 家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に認定するなどの対策を検討していく。

(3) 計画 (令和3年度~令和7年度)

	持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 備	生活環境の整	(1)水道施設 上水道	水道施設台帳及び施設更新計画策定事業	市	
			水道施設更新事業	市	
			水道管路更新事業	市	
			水道未布設区域対策事業	市	
			大迫・妙見地区簡易水道統合整備事業	市	
		(2)下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	市	
		(5)消防施設	小型動力ポンプ付積載車配備	市	
			消防ポンプ自動車配備	市	
			消火栓設置事業	市	
		(8)その他	自主防災組織育成・強化事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図る。

【施設類型:上水道施設】

・ 令和4年度策定の「施設更新計画」に基づいて、適切な維持管理に努める。

【施設類型:公営住宅】

既に耐用年数を過ぎている住宅がある。今後の人口動向の変化や市営住宅の需要に応じて、 適切な維持管理を行う。

また、公営住宅に関しては、令和3年度策定の「えびの市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、中長期的な維持管理に努める。

【施設類型:供給処理施設】

・ 供給処理施設は、延べ床面積が大きい施設が多いため、更新費用を抑えるためにも、施設の 長寿命化を図る。また、環境に配慮した運営を心がける。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進









※関連するSDGs (持続可能な開発目標)

本市の65歳以上の高齢者人口は7,962人、総人口比率43.06%(令和3年4月1日現在)で、微増ながらも人口減少の影響から高齢化率は国・県に比べ高い数値で推移しており、今後も確実に高齢化が進行していくことが予測される。

住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らせるように、えびの市総合計画に掲げる基本目標に基づく各施策を展開するため、地域福祉推進体制の充実を図る必要がある。

(1) 現況と問題点

高齢者福祉

本市における高齢化率は、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年が高齢化率上昇のピークになると予測されている。高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるように、生きがいづくりや健康づくり、社会参加の場の環境づくりを推進していく必要がある。

地域住民主体による地域支え合い活動や避難行動要支援者の見守り体制の確立を推進しているが、地域福祉活動を市内全域で取り組む必要があるため、中学校区単位で地域福祉推進会議を実施し、「みんなで支え合う地域づくり」を推進している。さらに今後は、多様化する福祉ニーズに対応していくため、地域住民をはじめ、行政機関、社会福祉協議会、地域福祉推進会議、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を担い、協働

と連携によって地域福祉を着実に推進していく必要がある。特に、超高齢社会において増加する 避難行動要支援者への災害時の対応を見据えた具体的取組や体制づくりが重要である。

また、高齢者の増加とともに介護サービス利用者は増加しており、介護サービス提供事業所も 着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展している。人口減少が進む中、 介護保険制度の持続性を維持しながら、十分な介護サービスの確保だけでなく、医療、介護、介 護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を 推進してきたところである。

今後は高齢者等の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するための包括的支援体制の構築により、人と地域がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な地域の実現に向けて、取り組んでいくことが求められている。

第8期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時に行った、介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査結果より、高齢者の地域活動への参加、生きがいづくり、介護予防・健康づくり への取組、認知症とその介護者に対する支援、医療・介護の連携といった項目への対応が課題と して把握できたため、これらの課題解決に向けた取組や体制づくりが重要である。

② 児童その他の福祉

近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに不安や孤立感を抱える子育て家庭が増加している。本市の児童数は減少傾向にあるが、女性の就労状況をみると国、県水準を上回っており、一人で日中過ごす小学生のいる家庭の割合が高い状況にあるため、放課後児童クラブのニーズは高い傾向にある。本市全体では、放課後児童クラブの利用児童数は定員内に収まっているが、一部の放課後児童クラブでは定員を上回る傾向がある。そのようなことから、放課後児童クラブを必要とする子どもがサービスを受けられるよう利用ニーズにあった施設整備に取り組む。また、保育所等の既存施設には、老朽化している施設があり施設整備の必要性がある。子育て環境の変化に対応した支援施策や、老朽化した保育所等の計画的な施設整備を進め、子育て家庭が仕事と育児を両立でき、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進していくことが重要である。本市の母子・父子世帯は、社会情勢、ライフスタイル及び価値観の変化に伴い増加傾向にある。これらの世帯は、社会的・経済的な面において、不安定な状況に置かれていることが多く、自立に向けた支援策を引き続き講じる必要がある。

子どもの貧困対策については、国の「子供の貧困対策に関する大綱」において、子どもが将来にわたって夢や希望を持つことのできる社会の構築や、地域や社会全体で連携して対策に取り組むことが求められており、本市においても支援の届きにくい家庭への配慮や切れ目のない支援体制の構築など支援策を引き続き講じる必要がある。

障がい者が地域の一員として安心して暮らせるためには、就労支援、社会参加の促進及び自立した生活への支援等の充実が不可欠であり、各生活支援施策の展開及び地域の生活基盤の整備を図る必要がある。また、市民全体が障がい者や障がい者を取り巻く問題を正しく把握し、理解することが重要である。

高齢化等の様々な要因により、所得の低い世帯は増加傾向にあり、将来において生活困窮に陥る人が増えてくることが危惧される。近年の生活困窮に関する課題は、単に経済的な問題だけでなく、社会的な孤立や医療問題など複合的な課題を抱える場合や、本人のみならずその家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合があり、きめ細やかな支援が必要である。

③ 保健

食生活や生活習慣の変化などにより、がんや心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病に起因した疾病による死因が多くを占める状況となっている。疾病の予防・早期発見・早期治療の観点から、成人については、特定健康診査をはじめ、各種健康診査やがん検診を実施するとともに、保健センターを拠点に保健師や栄養士による相談支援を行っている。いずれの健(検)診も受診率が少しずつ伸びてはきているものの、依然として低い割合で推移しているのが現状である。

母子保健については、子育て世代包括支援センターを設置し、子どもの健康診査や母子保健事業を推進してきたところである。今後も引き続き、関係機関と連携して妊娠から子育て期までの切れ目のない支援に努めていく必要がある。

(2) その対策

① 高齢者福祉

「えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画」及び「えびの市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画」に基づいて各種施策を実施する。

高齢者がその豊かな知識や経験を生かせる環境づくりとして、シルバー人材センターによる就 労の場の確保並びに高齢者クラブ活動及び高齢者のスポーツ活動等を通じた社会参加を支援する ことで、生きがいづくりや健康づくりを促進する。さらに、福祉タクシー料金助成事業により経 済的負担を軽減することで、高齢者の社会活動の範囲を広げ、福祉の増進を図る。

また、住民主体の地域福祉を推進し、支援を必要とする高齢者、障がい者及び子育てに悩む人を地域で支え合う仕組みや体制を構築することで、互いに支え合う地域社会の実現を図る。

介護保険制度では、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、住まい、介護予防・生活支援、医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化を図る取組を基本とし、その具体的対応策として、えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で基本目標としている、「支え合い、助け合い、安心して暮らせるまちづくり」、「高齢者の生きがいづくりの推進」、「認知症施策の推進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「持続可能で安心して利用できる介護保険サービスの提供」の5項目について、多様化する新たな高齢者ニーズに対応できるよう事業を実施していく。

② 児童その他の福祉

児童福祉については、家庭相談員や民生委員・児童委員等と連携して、児童に関する相談・支援体制の充実に努める。また、「第2期えびの市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度~令和6年度)に基づき、多様化する保育ニーズに対して、幼児教育・保育、延長保育、病後児保育、障がい児保育、放課後児童クラブ及び子ども医療費助成等のきめ細やかなサービスや保育の担い手確保に努めるとともに、必要な保育所等の施設整備を進める。

母子・父子福祉については、母子・父子世帯の児童の健全育成と自立に向けた生活の安定を図るため、医療費助成等により経済的支援を引き続き行う。さらに、日常生活や子育て等に対する相談・支援体制を充実することで、母子・父子福祉の増進に努める。

子どもの貧困対策については、「第2期えびの市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、見守り支援体制の強化や自立に至るまでの切れ目のない支援、行政・地域で連携した多方面的な支援に取り組み、引き続き行政・学校・保育園等が連携した相談支援、ひとり親家庭に対する医療費助成や就業支援、地域における「こども食堂」や「こども宅食」等の事業の推進を図る。

障がい者福祉については、「えびの市障がい者計画」(平成30年度~令和4年度)に基づき、 障がいのある人もない人も、ともに暮らし、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライ ゼーション」の理念のもと、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現に向 けて各種施策を展開し、障がい者福祉の充実を図る。

平成25年12月の生活困窮者自立支援法成立を受けて、平成27年4月から市役所内に「えびの市生活・仕事支援室」を設置しているが、今後も生活困窮者からの相談と就労支援等を実施していく。

③ 保健

各種健(検)診については、健康意識の高揚を図り、疾病の予防・早期発見・早期治療の重要性を啓発し、受診勧奨を行うことで、受診率の向上につなげる。

また、受診後は、訪問等による保健指導を充実させ、疾病の予防や重症化予防の取組を強化し、継続して受診することが自らの健康管理につながることから、更なる啓発に努める。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠や出産、育児にかかる子育 て家庭の負担の軽減を図るとともに、子育て世代包括支援センターを拠点に子どもの健康診査や 母子保健事業を推進し、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援に引き続き努める。

歯科保健、精神保健及び予防接種、新型コロナウイルスなどといった感染症対策も含め、乳幼

児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援し、今後も住み慣れた地域で安心して、心身ともに健康に暮らせるよう、生涯にわたり健やかで幸せ(健幸)に暮らせるまち「Smart Wellness City(スマートウエルネスシティ)」の構築をまちづくりの基本に据え、関係課及び機関と連携して進める。

疾病の予防や重篤化を抑制し、将来的な医療費の縮減や健康寿命の延伸という観点から、市民 一人ひとりが健康に関心を持ち、疾病の発症を予防する一次予防に重点を置いた健康づくりを推 進する。

(3) 計画 (令和3年度~令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体 備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	市
1000	基金積立	子育て支援対策基金積立	市
	(9)その他	妊婦健康診査事業	市
		乳幼児健康診査事業	市
		予防接種事業 (こども課)	市
		不妊治療助成事業	市
		延長保育事業	市
		一時預かり事業	市
		病後児保育事業	市
		障害児保育事業	市
		放課後児童クラブ運営事業	市
		ファミリー・サポート・センター事業	市
		地域子育て支援拠点事業	市
		乳児家庭全戸訪問事業	市
		第3子以降保育料無料化事業	市
		幼児教育・保育人材確保推進事業	市
		みなみえびの保育園キッズクラブ施設整備事 業	法人
		重度心身障害者児医療費給付事業	市
		障害者福祉タクシー料金助成事業	市
		地域福祉活動事業	社会福祉協

	議会
福祉タクシー料金助成事業	市
生活困窮者自立支援事業	市
認知症総合支援事業	市
在宅介護支援センター運営事業	市
介護予防事業(はつらつ百歳体操)	市
高齢者配食サービス事業	市
介護人材確保推進事業	市
予防接種事業(健康保険課)	市
成人健(検)診事業	市
自殺対策事業	市
国民健康保険保健事業	市

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型:保健·福祉施設】

- ・ えびの市保健センターに関して、今後は、大規模な改築や施設の建替え等も含め将来の施設 更新のあり方を検討していく必要がある。
- ・ えびの市養護老人ホーム真幸園に関して、施設の維持・管理運営は、指定管理者により行われているが、適正な維持管理が行われるよう適宜報告を受け、維持管理に係る指示をするとともに、経年劣化等に伴う修繕等について計画的に実施する。えびの市老人福祉センター、高齢者交流プラザに関しても、施設の適正な維持管理に努め、経年劣化に伴う修繕等について計画的に実施する。

8 医療の確保





※関連するSDGs (持続可能な開発目標)

全ての市民が、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、高齢化が進行する社会に対応した医療機能の分化・連携を推進することで、住み慣れた地域で安心して適切な医療を受けることができる地域医療体制の確保整備が必要である。

(1) 現況と問題点

今日の医療を取り巻く情勢は、医師不足の深刻化や医師・診療科の偏在など厳しい状況にあり、 地域医療はもはや崩壊寸前であると言われている。その一方、少子高齢化の進展や生活環境の変 化に伴い、地域医療に対するニーズは多様化・高度化しており医療体制の充実が求められている。

現在本市には、病院3、診療所18、歯科診療所10の医療施設があるが、開業医の高齢化等による閉院や、市立病院においては、派遣元の各大学の医局員の減少により慢性的医師不足が生じ、診療機能の低下を招くとともに、患者数減少につながるなど病院の経営を厳しくしている。

西諸圏域においては、唯一の小林市立病院の産婦人科が令和4年1月1日から休診の運びとなっており、妊産婦の診療環境が著しく低下する懸念がある。

また、不足する医療従事者の確保については、小林看護医療専門学校の開校により、地元での 看護職者育成の受け皿が増え、確保の機会は改善されたところである。わずかではあるが、本市 医療機関への就職につながっている。今後も学校等との更なる連携が必要である。

地域医療の中核として位置づける市立病院では、地域医療連携室を設置し、市内や近隣自治体の医療機関や介護施設等との連携推進及び医療福祉資源の活用などに係る市民への情報提供や相談等を行っている。

また、回復期病床を導入して、入院患者の在宅復帰支援体制を整えたが、今後、団塊世代が後期高齢者となる社会を踏まえた地域包括ケアシステム構築の必要性がある。

地域医療において公立病院としての役割を果たす中、新型コロナウイルスをはじめとした感染症の感染拡大等による脅威から医療提供体制の崩壊を防ぐため、院内感染対策・患者受入体制の整備も求められている。

救急医療については、大学等の協力を得て体制を維持しているが、救急医療の充実を図るため には関係機関との連携強化が必要である。

(2) その対策

令和4年1月1日から休診となる小林市立病院の産婦人科については、まずは妊婦への検診の 実施から可能となるよう、安心・安全な医療提供体制の構築に向け、西諸3市町一体となって取 り組んでいく。

また、不足する医療従事者の確保については、学校等と連携を図り、現在市が設置している学生への補助制度等の周知に努め、本市への就職に結びつくよう取り組んでいく。

市立病院の安定した経営及び救急医療の維持には、医師体制の充実が不可欠であり、大学への派遣要請の継続や県の医師確保対策事業等の活用、地元出身医師への働きかけなどにより早期の医師確保に注力していく。

また、今後の高齢者層の動向を鑑み、回復期病床の充実を図りながら地域包括ケアシステムにおける市立病院の役割を明確化するとともに、地域の医療機関や介護施設等との連携を一層強化し、良質な医療サービスを継続して提供できる診療体制の構築に努める。

医療機器の取得・更新及び老朽施設の改修等については、緊急性や必要度を考慮した上で、優先順位をつけながら進めるとともに、今後、新興感染症対策や他の医療施設等とのネットワークを活用した連携を見据え、院内のICT化を含めた診療環境の整備を図っていく。

(3) 計画 (令和3年度~令和7年度)

	持続的発展施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7	医療の確保	(1) 診療施設 病院	診療環境整備事業	市	
		(3)過疎地域持続的 発展特別事業			

自治体病院	医師確保対策推進事業	市	
(4) その他	地域医療支援事業	市	
	地域医療連携事業	市	

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型:病院会計施設】

・ 電気設備の更新に当たっては、LED機器の採用を推奨し、経費の削減に努める。また、医療機器の購入に当たっては、年次的な部品交換を図りつつ、施設等の更新・改修中期計画により経費負担の平準化を図る。

9 教育の振興







※関連するSDGs (持続可能な開発目標)

市民の心の豊かさや生きがいの創造、自己実現の欲求に対応するため、学校教育、家庭教育、社会教育等の学習機会を、生涯学習として有機的に連携させ、新時代の学習のニーズに対応した学習推進体制の整備充実を図り、郷土に誇りを持てる教育により、過疎化からの脱却、地域の活性化を目指す必要がある。

そこで、人間尊重の精神を基調として「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を担っていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人材の育成に努める。

(1) 現況と問題点

学校教育

人口の減少、少子高齢化社会が進む中、確かな学力を持った人材の育成が本市の活力ある社会の形成には必要である。学校現場では、児童生徒数の減少に伴い、学校が小規模化し、児童生徒が切磋琢磨する雰囲気・活力の低下、人間関係の固定化が進み、豊かな人間性を育む時期に大きな影響を与えることも懸念される。そのような中、小学校、中学校、飯野高等学校で系統性・一貫性のある指導を実施することによって豊かな心、優れた知性を備えた児童生徒の育成を目指していく。また、文部科学省が推奨するGIGAスクール構想に基づく1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的整備を実施したところであり、今後は教育実践と教育ICTとのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出していくことが求められている。

教育環境については、学校施設の長寿命化計画を策定したところであり、今後は計画の目的を 踏まえた事業実施が求められる中、各家庭における洋式トイレの普及状況、防災機能の強化など の観点からトイレの洋式化を図る必要があり、また、学習環境の改善と省エネルギー推進のため 照明のLED化を図っていく必要がある。

学校給食は、心身の成長期にある児童生徒の健康の保持増進と望ましい食習慣を形成するため に重要な役割を担っている。

高等学校については、県立飯野高等学校と日章学園九州国際高等学校がある。県立飯野高等学校については市内唯一の県立高校であるが、全国的な少子化に伴い定員割れが続いている。

また、日章学園九州国際高等学校については、中国人留学生の受入れにより生徒数の増加を図っているが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限により、予定通り受け入れることが困難となっており生徒数は減少傾向である。

大学等の高等教育機関については、近隣に限られた専門学校しかないことが、若者の流出や都市部での就業の一要因となっている。

② 社会教育

少子化が進行している今日、健全な子どもの育成を目的とする家庭教育の重要性を十分認識し、 家庭の教育力の向上を図るため、保護者への啓発などの働きかけが必要である。

とりわけ高齢化が進行する本市では、心豊かで生きがいのある人生を実感できることが強く求められており、生涯学習体制づくりに大きな期待が寄せられている。また、市民図書館は、少子高齢社会・情報化社会において、生涯学習の拠点として重要な役割を持っており、多様化・高度化する地域住民の学習要求に応える施設として、その環境を充実させていく必要がある。

③ 生涯スポーツ

本市における生涯スポーツ振興は、余暇の有効活用や健康増進を目的としているが、高齢化や人口減少などによりクラブ等の会員は減少傾向にあるため、会員確保や運営維持に苦慮している状況である。

生涯スポーツ振興の拠点となる施設については、様々なスポーツ競技に対応できる施設や設備が不十分であり、大規模な各種スポーツ大会や各種交流事業の実施に対して、市民からの要望等に応えられない状況がある。また、既存施設の経年劣化により、計画的に改修等を行っているが、老朽化対策が課題となっている。

(2) その対策

学校教育

児童生徒数の減少に伴い、学校が小規模化し、児童生徒が切磋琢磨する雰囲気・活力の低下、 人間関係の固定化が進み、豊かな人間性を育む時期に大きな影響を与えることも懸念される中、 えびの市独自の小・中・高校の一貫教育によって系統性・一貫性のある指導を実施するととも に、教職員の資質・能力の向上を図ることも重要であり、教育研究センターの活用により教職員 研修の継続的な実施を行っていく。

教育環境の充実には、きめ細かな指導体制の確保が必要であるため、市内小中学校の全学年で「30人学級」を行ってきたが、今後はこれまでの検証を踏まえた上で継続していく。また、GIGAスクール構想に基づき整備した教育ICT環境の維持・充実を図っていく。

教育環境の整備については、トイレ環境を改善するための改修事業を年次計画で実施していくとともに、校舎などの学校施設の総量適正化、維持管理費用等を踏まえたライフサイクルコストの縮減、財政負担の軽減・平準化を目的とする学校施設長寿命化計画に基づいた予防保全の計画的実施に努めていく。

防災食育センターについては、平常時は安心・安全な学校給食の提供と食育を推進する場としての機能を持ち、非常時は食糧供給拠点として、有効活用を図るとともに、施設の適切な維持管理に努める。

県立飯野高等学校については、入学希望者を増加させるための支援事業など、生徒数の増加・ 学校の活性化につなげる施策を講じる。

日章学園九州国際高等学校については、中国人留学生の増加に対応するため地域住民との交流の場を設けるなど、受入体制を整えていく。また、外国人留学生を除く入寮者に対し、寮費の助成を行い、生徒数の確保を図っていく。

② 社会教育

社会教育については、地域の将来を担う心豊かな子どもを育むため、家庭・地域・学校との連携を深め、体験活動等の機会を充実させるとともに、次代を担う青少年の人材育成を図るための施策を講じる。

教育の基本と言われる家庭教育の重要性を保護者が認識するよう、各種研修会や学習の場を提供するとともに、家庭教育学級等を推進していく。また、高齢者の生きがいのある生活のため、 学習の機会と社会参加活動の充実を図る。

市民図書館については、地域住民の学習要求に応えることができるよう、図書館資料や情報の収集整備を進めるなど図書館のサービスの向上を図るとともに、広域連携による相互利用を行い、情報サービスの提供を促進する。

③ 生涯スポーツ

生涯スポーツについては、競技スポーツ、スポーツ交流の要であるスポーツ協会加盟団体や総合型地域スポーツクラブの維持存続に向け支援を行うとともに、安全にスポーツ活動が行えるよう施設の状況を勘案し、計画的に適切な維持管理を行い、安全確保を図る。

(3) 計画(令和3年度~令和7年度)

		T	1	1	
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8	教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小・中学校トイレ改修事業	市	
			小・中学校普通教室照明LED化事業	市	
		屋内運動場	小・中学校屋内運動場照明LED化事業	市	
		水泳プール	真幸中学校プール改修事業	市	
		(3)集会施設、体育施			
		設等 体育施設	永山運動公園整備事業	市	
			運動公園整備事業 (市内4箇所 施設改修・整備等)	市	
			体育館等整備事業 (市内7箇所 施設改修・整備等)	市	
		図書館	移動図書館車両更新事業(市民図書館)	市	
		(4)過疎地域持続的発			
		展特別事業 義務教育	一貫教育推進事業	市	
			小・中学校 I C T環境維持整備事業	市	
		(5)その他	家庭教育学級事業(幼稚園・保育園・認定 こども園・小中学校12学級)	市	
			市民大学・パソコン講座	市	

社会教育団体育成事業	市	
地域学校協働活動事業	市	
青少年育成事業	市	
飯野高等学校生徒下宿等費用助成事業	市	

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型:学校教育系施設】

学校教育系施設は、教育としての役割だけでなく、地域の象徴的な施設としての役割、住民が寄り会う場所としての役割、また、避難施設としての役割等、その存在意義は非常に大きく、 多岐にわたるものと考えられる。

各学校については、施設の安全点検を行いながら、市内小中学校全体の中期施設整備計画に 基づき整備を行っていくとともに、学校施設の長寿命化計画に基づく予防保全の計画的実施に 努める。

【施設類型:社会教育系施設】

- ・ 施設の維持管理について将来にわたり多額の経費負担が必要であることから、長期的視野で の設備更新、修繕等の計画が必要となる。
- ・ コストを勘案した効率化を図りつつ、市民サービスの向上を図ることで市民の役に立つ施設 の実現を目指す。また、施設の更新時期に他の施設が新設される際には、複合化を検討する。

【施設類型:スポーツ・レクリエーション系施設】

- ・ スポーツ・レクリエーション系施設は、老朽化が直接的に利用者の事故につながることが考えられるので、危険個所の早期発見のためにも、日常的な点検等により劣化や損傷を把握する。
- ・ 照明のLED化などの維持管理コストの縮減に努めるとともに、定期的な施設使用料金の見 直し、施設PRの促進などを検討する。
- ・ 老朽化が見られる施設の改修や修繕計画を作成し、適正な維持管理に努める。また、外国人 旅行者にもやさしい施設案内等も整備しPRを図る。

10 集落の整備



※関連するSDGs (持続可能な開発目標)

集落において、住民同士が互いに支え合い、助け合うつながりは、本市の地域社会の基礎として成り立ってきた。しかし、近年の価値観の変化及び生活様式の多様化や過疎化の進展により、その機能は低下傾向にあり、コミュニティ活動や地域の貴重な伝統や文化が失われつつある。過疎地域からの自立や持続可能な地域社会の形成、地域活力の更なる向上のためには集落機能の維

持・存続は欠かすことができない課題であるため、持続可能なものになるよう中長期的な展望を 持ちながら、実情を踏まえた対策を講じていく必要がある。

(1) 現況と問題点

本市の、特に山間部の小集落においては、人口の減少や高齢化の進展により、集落が本来果たしてきた生活の基礎的な機能が低下し、集落そのものの維持・存続が危ぶまれて、大きな課題となっている。

集落の健全な維持・存続のためには、道路の整備や公共施設の適正配置等の行政による各種機能補完を行い、自治会活動や地域コミュニティの活動を活発化させ、集落機能の充実を図る必要がある。自治会や各種団体等で組織する地域運営協議会の活動も、その集落が持つ課題を集落自らが解決していくために、今後ますます重要となってくる。

また、それぞれの自治会の拠点となる自治公民館を、地域住民の学習の場、交流の場、生活文化の向上を図る場として位置づけ、それらをより一層充実させる必要がある。

さらに、新たな生活空間、国民の憩いの場、美しい風格ある国土形成といった新たな過疎地域の役割を担う意味でも、集落において都市住民の受入体制などの整備も検討していく必要がある。

(2) その対策

集落の活性化については、自治会活動の支援や住民意識の高揚に努めるとともに地域おこし協力隊など外部からの人材支援制度の活用を図っていく。これからの人づくり、地域づくりにおいて、自治会活動はますます重要性を増してきており、「参加・協力・実践」によって自らを高めていく住民自治を原則とした自治会活動を更に充実させるため、地区コミュニティセンターに集落支援員を配置しながら、機能の充実を図っていく。

さらに、若者の定住促進やUIJターン者の新たな受入れの場としての整備や、グリーン・ ツーリズムなどの都市との交流事業の核としての体制整備についても、地域の自然や伝統との調 和を図りながら検討していく。

(3) 計画 (令和3年度~令和7年度)

	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9	集落の整備	(3) その他	自治公民館整備事業	自治会	
			まちづくり協議会事業	まちづくり 協議会	
			コミュニティマネージャー事業	市	
			地域おこし協力隊事業	市	
			地域活性化事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型:市民文化系施設】

・ 学習意欲の向上と的確な情報提供を併せて市民の文化意識の醸成を図るため、コミュニティ・レクリエーション機能を持ち合わせた施設整備を推進し、市民参画の運営支援を行う。 また、施設の空きスペース等の利活用についても積極的に協議を行う。

11 地域文化の振興等





※関連するSDGs (持続可能な開発目標)

国や県、市の登録又は指定されている48の文化財等や、市内13の自治会で継承されている郷土の祭りや芸能などを、過疎地域の持つ新たな魅力へと整備していく必要がある。地域の特性や個性を子孫に伝え、郷土愛や生きがい、誇りを育てていき、同時に高齢者の社会参加の機会創出や、世代間交流促進の一助とする意味でも積極的に推進していかなければならない。

(1) 現況と問題点

地域の象徴とされてきた指定等文化財や郷土芸能は、過疎化に伴う後継者不足によって維持や伝承が困難になりつつある状況であり、大きな社会変化の中で失われていくことが懸念される。これらは、今後の過疎地域の活性化においても大きな魅力であり、その魅力を適切に保護・活用する体制の再整備も必要である。

本市の文化・芸術活動の拠点となる文化センターにおいては、えびの市芸術文化協会を中心に 様々な事業が展開されているが、今後も適切な管理運営を実施するための環境整備対策として、 築30余年経過し劣化が進行している施設等の大規模な改修が必要である。

歴史民俗資料館においては、常設展示や企画展による地域文化の情報発信や、各種講座・講演会、子ども対象の古代体験教室などを行っているが、来館者の感性を高めるなど運営の効果を高めるための館内環境整備が求められる。

また、昭和60年度から行われている埋蔵文化財調査は、国の重要文化財に指定された島内地下式横穴墓群出土品をはじめとして貴重な遺跡や遺物が発見されており、これらを観光振興にも積極的に活用していく必要がある。また、遺物などを持続して保管・収蔵する新たなスペースの確保についても検討する必要がある。

(2) その対策

地域の芸能・文化活動については、後継者確保・育成を支援しながら、発表の場の創出や地域間交流を促進し、地域の誇りとしての充実を図る。

また、郷土の誇りである豊富な文化財等の適正保護・保存のための環境整備を継続するとともに、観光資源として活用するための魅力発信を行っていく。さらに、老朽化している文化施設等の改修整備を進め、一層の活用と参加・発表機会の拡充を図り、市民の文化活動の活性化を促進させる。

(3) 計画(令和3年度~令和7年度)

持続的発展 事 業 名 施策区分 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------------------	------	------	----

10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化センター施設整備事業	市	
	(3)その他	文化財及び郷土芸能保存・活用事業	市	
		埋蔵文化財保存事業	市	

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は次のとおりであり、本計画においても当該実施方針との整合性を図っている。

【施設類型:市民文化系施設】

・ 学習意欲の向上と的確な情報提供を併せて市民の文化意識の醸成を図るため、コミュニティ・レクリエーション機能を持ち合わせた施設整備を推進し、市民参画の運営支援を行う。 また、施設の空きスペース等の利活用についても積極的に協議を行う。

【施設類型:社会教育系施設】

- ・ 施設の維持管理について将来にわたり多額の経費負担が必要であることから、長期的視野で の設備更新、修繕等の計画が必要となる。
- ・ コストを勘案した効率化を図りつつ、市民サービスの向上を図ることで市民の役に立つ施設 の実現を目指す。また、施設の更新時期に他の施設が新設される際には、複合化を検討する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進



※関連するSDGs (持続可能な開発目標)

本市は、太陽光、地熱、風力などの地域資源が豊富に存在しており、これらの資源を活用した再生可能エネルギー事業を地域の活性化や産業振興に結び付けていく必要がある。

(1) 現況と問題点

近年では無秩序な開発や導入によって自然環境や生活環境、景観への影響が懸念されるケースも見受けられる。再生可能エネルギーの導入を推進する一方で、その開発においては、周辺環境等に配慮し、本市の豊かな地域資源を持続的に利用することを目指す必要がある。

(2) その対策

本市では、自然環境にやさしい地域特性を生かした再生可能エネルギー導入を推進するために「えびの市地域新エネルギービジョン」を策定している。再生可能エネルギーの利用の推進に向けては、同ビジョンに基づき、観光資源である景観の保全や自然との調和に配慮するとともに地域住民等の合意形成を図ることを求めていく。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において該当する公共施設等はないが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合は、まず既存施設の有効活用について検討し、将来的な維持管理コストの試算を実施した上で新規整備を判断する。

過疎地域持続的発展特別事業分 (再掲)事業計画(令和3年度~令和7年度)

	持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4備保	交通施設の整交通手段の確	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活路線バス運行費補助事業 「具体的な内容」 小林~京町間の生活路線バスの運行に必要な経費から、生活路線バスに係る運賃収入、国・県から交付された補助金、小林市が支払う補助金を控除した額を補助する。「事業の必要性」 交通弱者である高齢者や学生等の移動手段の維持、確保を図るため必要とする。「見込まれる効果等」 交通弱者である高齢者や学生等の移動手段の維持、確保につながる。	市	左にる業いは該のが性くにもあ記げ事つ 当業果過な来ぶで。
4 備、保	交通施設の整交通手段の確	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	タクシー利用料金助成事業 「具体的な内容」 主に65歳以上を対象とした市内における タクシー利用料金のうち4割を助成する。 「事業の必要性」 交通空白地における高齢者等の移動手段 の維持、確保を図るため必要とする。 「見込まれる効果等」 交通空白地における高齢者等の移動手段 の維持、確保につながる。	市	
4 備保	交通施設の整 交通手段の確	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	悠々パス購入費補助事業 「具体的な内容」 65歳以上を対象とした宮崎交通路線バス 半年定期券購入費の半額を補助する。 「事業の必要性」 交通弱者である高齢者の移動手段の維持 、確保を図るため必要とする。 「見込まれる効果等」 交通弱者である高齢者の移動手段の維持 、確保につながる。	市	
4 備保	交通施設の整交通手段の確	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	JR吉都線利用促進協議会事業 「具体的な内容」 JR吉都線の利用を促進することにより 沿線地域の魅力発信、同線の発展等に資す る活動を行う。 「事業の必要性」 JR吉都線存続及び利用促進の取組を図 るため必要とする。 「見込まれる効果等」 JR吉都線の存続及び利用促進に資する 取組が図られる。	団体	
4 備、保	交通施設の整 交通手段の確	(9) 過疎地域持続的発 展特別事業 その他	移動販売支援事業 「具体的な内容」 近隣に食料品小売店がなく、交通手段を 持たない高齢者等の買い物弱者に対する移 動販売事業を実施する事業者を支援する。 「事業の必要性」 交通弱者及び買い物弱者に対する支援と	市	

		して必要とする。 「見込まれる効果等」	
		交通弱者及び買い物弱者の利便性が向上 することにより、地域に住み続けることが できる。	
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向	(8) 過疎地域持続的発 展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業 「具体的な内容」 子どもにかかる医療費を中学校卒業まで	市
上及び増進	万山至旧山	助成する。 「事業の必要性」 子どもにかかる医療費の助成を行い、早期の治療を促進することにより、子どもの 福祉の向上と健全な発育の促進を図り、子 育て環境をサポートする。 「見込まれる効果等」	
		保護者の経済的負担を軽減することにより、医療を受けやすい環境づくりが図られ、過疎地域の人口減少に歯止めをかけ定住 促進につながる。	
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向	(8)過疎地域持続的発展特別事業	子育て支援対策基金積立 「具体的な内容」	市
上及び増進	基金積立	子育て支援事業(第3子以降保育料・副食費無料化事業)に要する経費の財源とし、必要に応じて事業に充てることとする。「事業の必要性」子育て支援事業における安定的な事業を確保するため、子育て支援対策基金を積み立てる必要がある。「見込まれる効果等」市独自の第3子以降保育料・副食費無料化事業に取り組み、特に経済的負担の大きい多子世帯への支援をすることにより、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するとともに少子化の歯止めにもつながる。	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発 展特別事業 自治体病院		市
		推進協議会への加入。 「事業の必要性」 非常勤医師については、常勤医師が不足し確保にも困難を極めている現状においで、地域医療のはなるえびの市立病院供ととなるを療事となるを療事となるを療事とのが、またした。 「見込まり、また、関係省方のと必要。」 「見込まれる効果等」 非常知医師の解析が、は、時間外・休日軽減かの数とのでは、時間外・休軽減かの数とのが、ないのでは、時間外・休軽がある。 「見いるのでは、時間外・休軽減かでは、時間のの疾患患者へのを常勤医師の専門のの疾患患者へのを対した質のあい。 というの情報を得ることができ、また、医師の情報を得ることができ、また、医師の情報を必要性は、いるないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	

			確保について、団体で要望することにより 効果的な活動ができる。		
8	教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	一貫教育推進事業 「具体的な内容」 幼稚園・保育園や小学校・中学校へのA LTの派遣事業による英語教育への推進や、学力向上推進部会等による教職員の指導 力向上を行う。また、えびのの教育について市民に知ってもらうための広報等を行う。 「事業の必要性」 児童生徒の発達段階に応じた教育を行うことで、教科に対する苦手意識の緩和や教師の指導力向上の推進を行う。 「見込まれる効果等」 児童生徒の発達段階に応じた教育を行うことで一貫性のある教育を推進することができ、児童生徒の安定した学校生活へつながる。	市	
8	教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	小・中学校ICT環境維持整備事業 「具体的な内容」 小中学校の校内通信ネットワーク回線等の維持を図り、ICT機器の整備、ICT支援員の派遣等により教育ICT環境の維持整備を実施する。 「事業の必要性」 教育実践と教育ICTとのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出していくことを目的とするGIGAスクール構想の実現を図るもの。 「見込まれる効果等」 これまでの教育実践の蓄積とICT環境の整備により学習活動の一層の充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の効果が見込まれる。	市	